

令和六年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

令和八年五月二十八日

同	同	同	広島県監査委員
三	門	福	森
田	前	知	川
利		基	家
江	智	弘	忠
子			

## 令和6年度包括外部監査の結果による措置状況

## 監査のテーマ：税の賦課徴収等に関する財務事務について

監査の結果	措置の状況
<b>第9 財産について</b>	
<p><b>【意見】貯蔵品の適正保有</b></p> <p>レターパックが使用頻度に対し、多めに保有されていた。使用頻度が低い貯蔵品については、できる限り直前での購入とし、保有リスク（紛失・盗難・破損等のリスク）を最小限にとどめておく必要がある。</p> <p>また、令和6年10月1日より郵便料金が改訂され、保有しているレターパックは追加で切手を貼付しなければ使用できないものとなっていた。大量保有により新たな手間が生じてしまう結果となっている。</p> <p>貯蔵品の在庫保有数を適正範囲にとどめ、安全かつ効率的な管理とされたい。</p>	<p>盗難のリスクを最小限にとどめるため、業務に必要な最小限のレターパックのみを保管するよう周知する通知を全県税事務所へ発出した。</p>
<p><b>【意見】複合機の設置場所と情報管理について</b></p> <p>北部を視察した際、監査人がコピーを依頼した資料の原本の一部がコピー機の吐き出し口に残っていた。コピー依頼から資料発見までは、概ね10分程度経過しており、その間、外部の第三者の目にも入る状態であったことは、税務行政で取り扱われる情報の秘匿性から考えて特に憂慮すべき事態である。</p> <p>職員が業務で使用する複合機からは秘匿性の高い書類が出力されるのであるから、複合機の設置場所を外部の第三者が容易に触れる通路ではなく、事務所内に変更するなど、導線の見直しを図るべきである。</p> <p>仮に導線の変更が困難であるならば、今一度、納税情報の秘密厳守を徹底するため、スキャンやコピー時の資料取りこぼしを防止する対策（複合機出力時の2名体制での取りこぼしチェック等）が必要である。</p>	<p>スキャンやコピー時の資料取りこぼしを防止するため、個人のパソコンから出力する際にはパスワードによる出力管理することやコピーの取り忘れがないよう周知する通知を全県税事務所へ発出した。</p>
<p><b>【指摘】切手の現物照合未実施について</b></p> <p>切手は現金換金性が高く不正の起こりやすい現物の一つであり、定期的な現物照合を実施し、常に切手残高を管理簿に記載し、把握しておくべきである。</p>	<p>包括外部監査後、速やかに切手在庫と管理簿の照合を行った結果、一致していることを確認した。</p> <p>今後は、広島県物品管理規則の規定に基づき、適正に対応を行っていく。</p>
<p><b>【意見】大金庫の鍵の管理について</b></p> <p>東部及び北部への視察時に大金庫の鍵の管理状況を確認した際、課長が管理し、課長の机の引き出しに保管されているとのことであったが、課長の机の引き出しに鍵がかかっておらず、課長不在時の管理が不十分であった。鍵は常時特定の者のみが使用できる状況下で管理する必要がある。</p>	<p>各県税事務所管理責任者及び管理責任代理者を指定し、管理責任者が大金庫の鍵を自席の鍵付き引き出しで保管し、管理責任者が不在の場合は管理責任代理者が同様に保管するよう通知を全県税事務所へ発出した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
る。	
<p><b>【意見】 備品台帳の登録漏れ</b></p> <p>備品台帳には借受備品についても記載をしているが、3件の借受備品の記載・登録漏れがあった。支出一覧の情報と備品台帳とを照合し登録漏れを確認できるため、今後は定期的に支出一覧と備品台帳とを照合し、備品台帳の登録漏れ防止を徹底することが望ましい。</p>	<p>登録漏れのあった3件については速やかに登録を行った。</p> <p>今後は、備品を取得した場合はすぐに備品登録を行い、支出時に支出一覧と備品台帳を照合し、備品登録漏れがないよう徹底した。</p>
<b>第10 契約</b>	
<p><b>【指摘】 再委託禁止の原則と総合評価一般方式の評価方式の見直しの必要</b></p> <p>県は、広島県契約規則第6条及び業務委託契約約款第13条において再委託禁止を原則としているにもかかわらず、総委託費の74%を超える額の再委託を承認することは、総合評価一般競争入札により落札者を確定させた手続の趣旨に反するものである。</p> <p>よって、再委託禁止が原則であるとの広島県契約規則及び業務委託契約約款に基づき、再委託を認めるか否かについては慎重かつ十分な審査を行うべきであるし、その委託業務のほぼ全てを再委託せざるを得ない会社であるかどうか見極めるべく総合評価一般方式に際しての評価方式の見直しを検討すべきである。</p>	<p>次回以降の総合評価一般方式の入札において、委託業務のほぼ全てを再委託せざるを得ない会社でないことを判定するために技術評価点の配分を高くするなど評価項目の配点の見直し等により、評価時に適切な基準を設けることを検討する。</p>
<p><b>【指摘】 広島県個人情報取扱委託基準の不徹底</b></p> <p>3件の委託契約が、いずれも現在も長年にわたり更新され続けておりながら、その後の変更契約においても委託業務仕様や業務単価の変更に留まり、広島県個人情報取扱委託基準に従った変更契約が新たに締結されていない。</p> <p>広島県個人情報取扱委託基準に従って、新たな「個人情報取扱特記事項」と「情報セキュリティに関する特記事項」の遵守を求めることが出来る様に直ちに変更契約を締結すべきである。</p>	<p>電磁的データ作成業務（契約 No.1）及びMPN利用による納付のデータ処理経費（契約 No.9）については、変更契約を締結した。</p> <p>なお、コンビニ収納業務手数料（契約 No.8）については、現行契約の業務約款に係る法令等を遵守する旨が記載されているため、同様の担保が確保されていることを確認しており、変更契約は不要である。</p>
<p><b>【意見】 再委託禁止の原則と再委託先の調査の必要</b></p> <p>再委託は、県の租税情報という重要な「機密」（地方税法22条）が再委託先を通じて第三者に漏洩する危険を内在しているから、そもそも、契約締結日に再委託申請がされる様な技術力を有していない業者に委託すべきではない。</p> <p>仮に、再委託申請を承認せざるを得ない事情があるとしても、その再委託申請は、より慎重に審査されるべきである。契約では「第三者の住所、名称又は氏名、再委託する業務の範囲及びその必要性を記載した書面」の提出を求める旨が規定されているが、それらに留まらず、再委託業者の業務の専門性を裏付ける実績や再委託先の情報管理体制</p>	<p>再委託の審査をする場合には、再委託業者の業務の専門性を裏付ける実績や再委託先の情報管理体制、再委託先への予定金額、再委託先の株主構成や設立年月日等の会社情報等の提供を求め、引き続き慎重な確認を行う。</p> <p>また、たばこ流通情報管理システム運用業務（契約 No.5）については、都道府県のみが課税する軽油引取税とは異なり、市町村たばこ税も含めて地方公共団体情報システム機構（J-LIS）において一括して処理をしており、軽油引取税と同様に考えることは困難であることから、現</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>制、再委託先への予定金額、再委託先の株主構成や設立年月日等の会社情報といったより詳細な再委託先の情報を委託先に提供される様に契約書を改訂されるべきである。</p> <p>なお、軽油流通情報管理システム運用業務（契約No.6）についても J-LIS が受託業者となっているが同業務に際しては県において入力作業済みの資料を提供していることから再委託を必要としない。これと同様に考えれば、たばこ流通情報管理システム運用業務を委託する際にも、あらかじめ県が入力作業を実施したものを資料提供すれば足りるはずである。</p>	<p>行の方法が最適だと認識している。</p> <p>なお、たばこ税については、eLTAX を利用した電子申告により全自治体に一斉に申告する方が、県及び納税者にとって効率的であるため、今後も県のホームページでeLTAX を利用した電子申告を勧奨していく。</p>
<p><b>【意見】 不審情報の収集と通報の実効性確保に向けた方策の検討</b></p> <p>不審情報の収集と通報が、（受託業者である広島県軽油引取税納税組合の）委託業務の主たる業務に位置づけられるところ、令和3年度から令和5年度までの3年間に受託業者からの情報提供が1件もない。</p> <p>また、令和3年度から5年度まで、訪問日数が35日と一定数であることについて理由が不明であり、訪問日数や訪問業者数を増加する様に受託業者に求める等、委託業務の実効性が伴う様な方策を検討すべきである。</p>	<p>不正軽油流通監視事業（契約 No. 7）の仕様書には、</p> <p>①不審情報の収集と通報、 ②広報事業の実施</p> <p>を明記しているところであり、①の業務に従事していない時期は、②に関する幅広い情報収集活動を行うとともに、必要に応じて不正軽油撲滅の取組につなげる重要な役割を担っている。情報提供がないのは、軽油の流通が正常に保たれているということであり、不正軽油対策の成果と認識している。</p> <p>また、訪問については、1日に数件を訪問しており、令和6年度は400店舗の実績があることを「不正軽油等の流通情報等収集実績表」により確認しており、年間計画に沿った適切な日数であると認識している。</p> <p>今後も広島県軽油引取税納税組合と協議を行い、継続的に効果的な方法を模索していく。</p>
<p><b>【指摘】 契約解除条項を付した形への契約変更の必要</b></p> <p>平成17年10月11日付の県総務企画部長通知によれば「第〇条の規定にもかかわらず、令和〇年度以降の契約に係る甲の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、甲は契約を解除することができるものとする。」という趣旨の、予算承認されなかった場合に解除を可能とする特約を規定することが求められている。</p> <p>しかしながら、同通知に反して特約条項が設けられていないままに長期継続契約が締結されている。</p> <p>よって、同通知に違反することから、直ちに特約により解除が可能な規定を設ける様に委託契約を変更すべきである。</p>	<p>長期継続契約から予算承認後に契約を行う単年度契約に変更した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p><b>【指摘】 一般競争入札制度の不徹底</b></p> <p>地方公共団体における調達には、その財源が税金によって賄われるのであるから、より良く安価なものを調達しなければならず、一般競争入札が原則であって、随意契約は例外である（自治法 234 条 2 項）。</p> <p>税務トータルシステムの再構築に際して、要件定義書において中立性要件を規定していることからすれば、システムの保守運用や改修に際して税務トータルシステムの再構築の受託業者以外の業者による受託も可能なはずである。仮に再構築業務の受託業者以外の業者によるシステム修正や保守等の業務が担当出来ないのであれば、そもそも税務トータルシステム再構築の受託業者による委託契約違反とも評価できる。</p> <p>そうであれば、税務トータルシステムの修正等の業務については、施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号に当然に該当するとの事由は見出せず、原則通り一般競争入札によって落札者を決定することにより、費用支出の抑制に努めるべきである。</p>	<p>入札により受注者以外が改修を行うとなった場合、基本設計書及び詳細設計書の解読やプログラム解析作業にかなりの労力を要し、改修ミスリスクも高くなる。</p> <p>また、ひとつのシステムを複数の業者が構築・修正すると、問題が発生した場合の責任分解点の判断が困難となり、税務トータルシステムの運用に支障を生じるおそれがあるため、入札に適さない案件として随意契約している。</p> <p>なお、税務トータルシステムの修正等の業務において、入札に適する案件については一般競争入札をする対応を原則とし、地方自治法や広島県契約規則等に則り、各種マニュアル等を参考にしながら引き続き適正な処理を行っている。</p>
<p><b>【意見】 システム調達の際のオープンな仕様設計の必要</b></p> <p>システム調達に際しては、将来、保守委託業務を委託する際に競合他社にも広く入札が参加できる様に、オープンソースソフトウェアや汎用性の高い技術・商品が採用されたオープンな仕様を設計する形でシステムを調達すべきである。</p>	<p>今回の税務システム調達に際しては、オープンソースソフトウェアや受注者以外でも提供可能な技術・商品が採用されたオープンな仕様を設計するよう検討する。</p>
<p><b>【意見】 契約時の著作権の帰属について</b></p> <p>当初の令和 2 年 10 月 12 日付の「不動産取得税法務局データ加工処理委託契約」の時点において、業務委託契約約款第 10 条に基づいた契約がなされていれば、著作権を県が取得し、過大な使用料の発生を抑制しやすくなっていたはずである。</p> <p>著作権が、受注者ではなく県に帰属する形の契約や当初は受注者に帰属するとしても、一定期間経過後に著作権が県に帰属する形となる契約にする等、使用料について、永続的に随意契約となることを回避する形の契約が締結されるべきである。</p>	<p>不動産取得税法務局データ加工処理委託契約については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ベースとなる使用ソフトについて受注者が特許権者であったこと、</li> <li>・ 県が委託してカスタマイズした部分が軽微であったこと</li> </ul> <p>などの特殊事情から、著作権を受注者に帰属させる契約となっている。</p> <p>今後、同様の契約については、契約約款に基づいた契約を締結することを基本としつつ、受注者が主張する特許権部分についてのみ受注者側に帰属する契約を締結する。</p>
<p><b>【意見】 専属的合意管轄の規定の必要</b></p> <p>賃貸契約の中でも契約 No. 7、8、13～15、20、23、28、31 は、「この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。」旨の規定が存在する。</p> <p>これ以外の契約について、専属的合意管轄について規定</p>	<p>現在の賃貸借契約の標準契約書及び業務委託契約約款の様式は、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする規定に変更されている。</p> <p>今後、この様式を使用することで、広島地方</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>されていない契約が多く存在しており、管轄について規定されていない理由も特段存在しないことからすれば、広島地方裁判所を専属的合意管轄裁判所（民事訴訟法 11 条参照）とする条項を原則とした契約を締結すべきである。</p> <p>また、業務委託契約約款についても広島地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所と規定を変更すべきである。</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p>	<p>裁判所を専属的合意管轄裁判所とする条項を原則とした契約を締結することとなる。</p>
<p><b>【意見】 損害全額の受注者負担条項の明記</b></p> <p>「個人情報取扱特記事項」と「情報セキュリティに関する特記事項」とは、地方公共団体が令和 5 年 4 月 1 日から個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の適用を受けることに伴い、県が広島県個人情報取扱委託基準を制定したことによる。同基準において、「個人情報取扱特記事項」や「情報セキュリティに関する特記事項」を委託先に遵守させる様に求めているからである。</p> <p>そうであれば、そもそもこれらの特記事項における規定が、県の業務委託契約約款と整合的に解することに疑念を生じさせることから、「個人情報取扱特記事項」の第 18 及び「情報セキュリティに関する特記事項」の第 14 について、いずれも「のために生じた経費」との文言を削除し、損害全額について受注者に負担する旨の規定に変更すべきである。</p>	<p>令和 8 年 4 月 1 日以降を契約の効力の発生日とする委託契約については、「機密情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ特記事項（新様式）」を使用することとなっており、そのどちらとも「のために生じた経費」の文言は削除され、受注者に損害賠償を求めるものとした。</p>
<p><b>【意見】 個人情報の漏洩等の発生時の損害賠償額予定の規定化</b></p> <p>「個人情報の取扱いに関する契約書」について、漏洩等の発生時に報告すべき義務規定は認められるが、漏洩等の発生時の受注者の損害賠償義務を明確に定めた規定がない。</p> <p>民法上、個人情報の漏洩等について受注者側が債務不履行に基づく損害賠償義務を負うことは当然といえるが、契約上も明確化すべきである。</p> <p>加えて、情報漏洩に対する損害賠償額の算定が困難なのであれば個人情報の漏洩件数に対して委託料を基準にして個人情報流出の 1 件当たりの損害額をあらかじめ契約で明確化しておくことで損害額の算定作業を回避できるのであるから、予定賠償額を決定して契約で明確にしておくことが望ましい。</p>	<p>個人情報の取扱いに関する契約書において、当該契約書に損害賠償義務を定めた明確な規定がなかったため、令和 5 年 4 月 1 日以降締結した契約については、改正後の個人情報取扱特記事項を契約書に付して契約をしており、損害賠償義務を明確化している。</p> <p>また、個人情報の流出について 1 件当たりの損害額をあらかじめ一律に定めた場合、個人ごとの事情により実際に生じた損害と乖離するなどした場合、不平等な取扱いとなる可能性があるため、契約で明確化することは難しい。</p>
<b>第 11 負担金及び交付金</b>	
<p><b>【意見】 根拠規定の明示と議事録等の作成</b></p> <p>県によれば広島県租税教育推進協議会の定期総会による議案として予算案が提出され、この議決によって負担金の額が定まっているとの回答があった。</p> <p>しかし、協議会の会則によれば、毎年 1 回の定期総会により事業計画が決定されるものの、予算案の承認をもって</p>	<p>定期総会の議事録については、広島県租税教育推進協議会から議事録の提供を受けることとした。</p> <p>また、同協議会の会則における県の負担金の額の明示については、令和 9 年度から租税教育</p>

監査の結果	措置の状況
<p>県の負担金の額が決定される旨の規定はない。</p> <p>さらに、定期総会の議事録が作成されていないことにより、議案としての予算案が承認されたか否か客観的に裏付ける資料が存在せず、現に議決で承認されたかどうかも確認し得ない。</p> <p>県からの負担金支出の適正を裏付けることが可能な様に、広島県租税教育推進協議会に対して定期総会の議事録の作成を求めるとともに、そもそも同協議会の規定において県の負担金の額を明示する様に求めるべきである。</p>	<p>用副教材が電子化されるタイミングに合わせて、同協議会と今後の対応を検討していく。</p>
<p><b>第12 文書管理等について</b></p>	
<p><b>【意見】 文書管理規程の再認識</b></p> <p>県が取り扱う文書等には個人情報等を含めて極めて重要度の高い書類があるから、今一度、現行の規則等の再確認と周知を行い県職員の意識を高めるべきである。</p>	<p>広島県文書等管理規則や広島県文書等管理規程に基づいて文書を適切に管理するよう改めて通知を全県税事務所へ発出した。</p>
<p><b>【意見】 鍵の管理の統一化</b></p> <p>今一度、鍵の管理を見直すべきと考える。視察場所によっては鍵の管理がバラバラであることから、県統一で鍵の管理を見直し、鍵の管理マニュアルを作成して、鍵の保管を明確にし、定期的に鍵の管理をチェックすることが望ましい。</p>	<p>鍵の不適切な取扱い例を参考に示し、鍵の管理状況が確認できるよう鍵の適正管理の対応についての通知を全県税事務所へ発出した。</p>
<p><b>【意見】 文書使用マニュアルと持ち出し記録の作成</b></p> <p>保管されている文書等の使用記録と使用マニュアルを作成することが望ましい。それにより、盗難・紛失のリスクを低減することができる。また、使用文書をしっかりと管理することで、使用不要な文書を倉庫に送るなど文書の整理を日常から行える。</p>	<p>広島県文書等管理規則や広島県文書等管理規程に基づいて文書を適切に管理するよう改めて通知を全県税事務所へ発出した。</p>
<p><b>【意見】 劣化した扉のセキュリティ</b></p> <p>建物自体が古く、地下倉庫もかなりの年数がたっており、扉の老朽化が見受けられた。扉自体をもっとセキュリティの高い扉に変えた方が良く考える。または、倉庫内にパーテーション等を備え付けるなどの工夫をお願いしたい。</p>	<p>個人情報を含む書類については中扉の奥の部屋へ保管し、中扉の鍵と正面の鍵を施錠することでセキュリティを高めた。</p>
<p><b>【指摘】 保存書類の目録等の作成</b></p> <p>県は税務書類等の文書保存について、目録または管理帳簿を備え付けるべきである。</p> <p>もし、保管していた文書が紛失していた場合、どの文書がなくなったかのチェックができない。そのため、各保管場所には保管している文書を明確に把握するために目録または管理帳簿を作成し備え付けるべきである。</p>	<p>広島県文書等管理規則や広島県文書等管理規程に基づいて文書を適切に管理するよう改めて通知を全県税事務所へ発出した。</p>
<p><b>【指摘】 保存期間を超えた文書の扱い</b></p>	

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>県は、速やかに保存期間を超えたものを廃棄すべきである。なぜなら、盗難や紛失のリスクを排除するためである。事業が継続していることや別段の理由により、合理的な理由があつて保存期間を超えたものを処分せずに保管する場合は、保存延長等の申請書または理由書を作成し保管するなどの方法をとられたい。</p> <p>また、それら保存延長の文書等は別の場所で他の保存文書と混ざらないようにすることが望ましいと考える。</p>	<p>広島県文書等管理規則や広島県文書等管理規程に基づいて文書を適切に管理するよう改めて通知を全県税事務所へ発出した。</p>
<p><b>【指摘】 保管管理場所内の扉</b></p> <p>税務課の保管文書の場所は、その書類の重要性から他の部署との書類とは区分して保管すべきである。また、写真のような扉では上部の空間部分を越えて、簡単に税務課の保管文書にたどり着いてしまうことから、改めて保管場所を他の部署と区分できる場所を確保するか、扉をもっと侵入できないような扉に替えることが望ましいと考える。</p>	<p>他部署の保管場所と区分するため、床から天井までの間仕切りと施錠可能な扉を新たに設置する方針とし、準備を進めている。</p>
<p><b>【指摘】 保管管理場所の男子更衣室</b></p> <p>文書の保管場所は、他の設備や利用がない場所を確保すべきである。税務課の文書はその重要性により独立した保管場所が望ましいと考える。更衣室があれば、人の出入りも多いと考えるため、盗難や紛失等を避けるためにも、更衣室を別の場所に移動するか、またはパーテーション等を利用して更衣室と別室になるような保管場所内の配置を変更するなどの工夫が望まれる。</p>	<p>更衣室と別室となるよう施錠可能な間仕切りを新たに設置する方針とし、準備を進めている。</p>
<p><b>【意見】 契約書保管状況の不良</b></p> <p>本庁にて保管されている契約書原本のうち、契印が押印されている契約書で、背表紙が破れているものがあつた。</p> <p>契印は、複数枚の契約書が連続した一の文書であることを証する目的で押印するものであり、また製本された契約書の場合、背表紙と契約書本体に契印を押印し、契約書が差し替えられないようにする目的がある。</p> <p>発見した契約書は背表紙が破れており、仮に契約書が改ざんされていたとしても、それを判別できず、契印の意味が無くなっている。</p> <p>契約書原本は常に良好な状態で保管されなければならない。また、製本する際の背表紙は通常のコピー用紙を使用しているが、強度の高い素材の背表紙を使用するなどの改善を図ることも検討してはどうか。</p>	<p>契約書について、破損等が生じないよう丁寧に取り扱うよう注意喚起した。</p>
<p><b>第 13 税務システムについて</b></p>	
<p><b>【意見】 税務トータルシステムと他の業務システムとの連携</b></p> <p>税務トータルシステム再構築時にどのような検討をしたかという質問に対し、コンサルタントの協力を得てシステ</p>	<p>eLTAX 第 5 期更改などの電子化の流れに沿つて、今後のシステム更改に際しては、各県税事</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>ムベンダーに対して情報提供依頼を実施し、fit&amp;gap 分析を行ってベンダーの選定を行ったとのことであった。fit&amp;gap 分析は、ERP（企業資源計画）などのパッケージシステムについて、自社に適合（fit）している部分と乖離（gap）がある部分を見極める手法である。主にシステム導入時の検討段階に用いられ、複数のパッケージシステムの比較や、カスタマイズ可否を判断するために用いられる。</p> <p>そもそも fit&amp;gap 分析はパッケージシステムを選択する際に用いられる手法であるから、システムがデフォルトの状態では適合しない部分について、県の実情に合わせたカスタマイズがどれほどできるのかという視点が重要になってくる。</p> <p>現場から、「パッケージシステムだから柔軟性がなく、システムに合わせて手入力するしかない」という声が聞かれたことから考えて、まだまだ人力に頼っている実情がある。税業務を効率化するためには、貴重なマンパワーをより高付加価値な部分、たとえば税務調査など徴税額の増加に資する業務に振り分けることができるように、庁内の他の業務システムや外部システムとの連携ができるようなカスタマイズを実施すべきである。現状では、税務トータルシステムは何をトータルしているか分からず、巨大な記憶媒体という印象を拭えない。今後の改善に期待する。</p> <p>県は現行システムの設計段階で共同化や外部システムとの連携を重視する姿勢を持っていたのであるから、その姿勢を具体化できるような評価尺度をもってベンダー選定に臨むべきであった。たしかにカスタマイズする部分が多ければ多いほどコストがかさむことは避けられないため、できるだけ元のシステムからの移行について変化が少ないもの、つまり機能適合度が高いベンダーを選ぶインセンティブが働くことが推測される。しかし、当時すでに e-Tax や eLTAX が稼働していた状況から考えて、もっと将来を見据えた判断を行うため、課題要望適合度により重点を置いた判断が必要ではなかったか。fit&amp;gap 分析時にシステム要件を洗い出す際は、システム主管部門の意見のみではなく、関連する全部署の意見を聴くことが重要である。その意味では、税務関係の全部署から意見が寄せられており、それをまとめた資料も存在する。その中で、数は多くないものの外部データ取り込みやデータ連携に係る要望も上がっている。データ連携に関する事項はシステム選定時に見逃されやすい項目であることから、受け取る側がその重要度をきちんと認識する必要がある。データ連携やデータ取込みは税業務全体の効率性に関わる課題であるため、今後のシステム更改に際しては、データ連携やデータ取込みについてより注力していただきたい。</p>	<p>務所の意見も聞きながら、外部システムとのデータ連携やデータ取込みについてより注力していく。</p>
<p><b>【指摘】</b> 税務トータルシステムにおけるマイナンバー利用</p>	

監査の結果	措置の状況
<p>県税業務でマイナンバーの取り扱い又はマイナンバー利用によるデータ取得等ができないのはなぜかという問いに対し、「県税業務でのマイナンバー利用につきましては、システム改修に係る経費やマイナンバー管理に伴う追加の運用コストを考慮し、当面の利用を見送っているところです。なお、令和8年度より国において国税整理番号の廃止が検討されているため、マイナンバーでの管理を含め検討しているなど、必要に応じて利用の検討を行う予定です。」との回答を得ている。</p> <p>しかし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）は平成25年5月31日に公布され、平成28年1月1日よりマイナンバー制度が導入されている。税務トータルシステムは令和元年9月に稼働しており、システム構築に関する検討段階からマイナンバーは存在していたこととなる。現在のマイナンバーの普及状況を予想できなかったのは仕方がないとしても、国がかなり力を入れてマイナンバーを推進している状況は把握できていたはずであるので、改修の際にコストを最小化できるような設計を行っておくべきであったと考える。</p>	<p>次回の税務システム調達の際には、税務トータルシステムの中核部分に大きな変更や影響を伴わずにマイナンバー利用機能の追加ができるよう、システム拡張性を考慮して仕様設計を行う。</p>
<p><b>【意見】再委託先の業務遂行状況に関する報告</b></p> <p>税務トータルシステムの修正に関して、県と株式会社日立製作所中国支社との契約上で、株式会社日立製作所中国支社が再委託する業者とのコミュニケーションについて、1回/日の状況確認と、1回/週の進捗会議を実施する旨を県税務課宛に報告している。当該状況確認及び進捗会議の内容について県には報告が為されていないとのことであった。</p> <p>修正作業の進捗については毎月、日立製作所から報告を受けているとのことであるが、その機会に再委託先とのやり取りについてまとめられた資料等の提供を受けるなどして、県もその内容を把握しておくことが望ましい。日立製作所が担当する案件については再委託の数が多いことから、細やかに確認をすべきである。</p>	<p>毎月実施している委託先との進捗・運用定例会議において、再委託先のやり取りについても報告を受けることとした。</p>
<p><b>【意見】システム改修の際の外部専門家からの意見聴取</b></p> <p>税制改正等によりシステム改修が必要になった場合、広島県情報システム開発運用要綱に従って、改良内容や改良費について県の情報システムを統括している情報戦略担当部長（CIS）に協議を行っている。協議は、予算要求前にCIS企画協議を、予算成立後の契約前にCIS開発協議を実施している。</p> <p>要綱に従って適正に手続きを進められていると考えるが、県の担当職員は必ずしも税の専門家ではないことから、税制改正等の大きな局面においては外部の専門家の知見を活用することが望ましい。</p>	<p>税制改正等によりシステム改修が必要になった場合、必要に応じて外部の専門家の知見も活用する。</p>

監査の結果	措置の状況
<p><b>【指摘】 税務トータルシステムのセキュリティポリシー履行状況確認</b></p> <p>税務トータルシステムに関して、情報システム管理者は、セキュリティポリシーの履行状況を点検・評価するために、年1回10月末日付で自己点検シートにより自己点検を行うこととされている。直近5年分の自己点検シートのうち、適否欄に×又は△が記載された事例を以下の表にまとめた。</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p> <p>直近の令和6年の点検時は特に問題がなかったようであるが、令和5年には西部にて4件もの×評価がある。パスワードの変更について意識の低い職員が存在するようなので、継続的に啓発活動が続ける必要がある。</p> <p>また、メールにファイルを添付する際の扱い、ウィルス検査の実施、情報資産使用の場合の関係法令遵守など、基本に立ち返った継続的な指導も重要であるように感じる。県職員の更なるセキュリティ意識向上を目指し、今後も引き続き緊張感をもって自己点検を続けていく必要がある。現場の緊張感を維持するためには、自己点検の回数が年1回では不足している。中だるみを排除するために、自己点検の回数を年2回に増やすべきである。</p>	<p>年1回10月に実施していた自己点検について、年2回5月と10月に実施する運用に改めた。</p>
<p><b>【意見】 広島県行政デジタル化推進アクションプランに沿った改革の実行</b></p> <p>県では、令和3年8月に「広島県行政デジタル化推進アクションプラン」を策定し、デジタル技術やデータを活用して、県民の利便性向上を図り、より質の高い行政サービスへ繋げていけるよう取組を実施してきた。こうした取組により県民の利便性に資するデジタル化が進みつつあるが、今後さらに質の高い行政サービスに繋げていくためには、こうしたデジタル化をより一層推進し、誰もがデジタル化の恩恵を実感できる状態へと導いていく必要がある。</p> <p>改定されたアクションプランによって設定された県庁DXの最終ゴールイメージは以下の通りである。</p> <p>AIをはじめとするデジタル技術やデータを徹底的に活用することにより、職員は、業務を効率的に進めるとともに、県民や事業者（以「県民等」という）一人一人のニーズに適ったきめ細かいサービスをスピーディに生み出すことができ、県民等は、時間・場所の制約なく、リアルでもバーチャルな手段でも自らの望む時に望む形でサービスを楽しむことができている。（「フレンドリー県庁」の実現）</p> <p>このゴールイメージ実現後の姿の例として挙げられた項目が、税務トータルシステムの現状と、今後のあるべき姿を示しているように思うので以下に掲載する。</p>	<p>職員の入力作業軽減等により税務調査等の他業務に人的資源をシフトできるよう、eTAX や市町等の連携データの活用についてより注力していく。</p> <p>また、次回の税務システム調達に際しては、業務プロセス自体を見直した fit to standard 方式でのシステム選択を検討し、広島県行政デジタル化推進アクションプランに沿った改革を図る。</p>

監査の結果	措置の状況
<p>(図略)</p> <p>職員による入力作業が多く、紙媒体に出力しなければならない手続きが多く、二度手間の入力作業が乱立している、このような税務トータルシステムを取り巻く現況をよく表している図であると感じる。RPA 処理または連携を活用して業務を効率化し、税務調査等の他の業務にシフトできる体制を作る方向性を是非模索していただきたい。</p> <p>そのためには、税務基幹システムを更新する際に、fit&amp;gap 方式で現状からの移転に重点を置いた判断をするのではなく、共同化や連携を見据えて、業務プロセス自体を見直し、fit to standard 方式に近い方法でシステム選択をされた方が良いのではないかと考える。業務プロセスの見直しは大変な作業になることが予想されるが、導入費用が大幅に抑えられるうえに、大幅な効率化も図れるはずである。大局的な視点でデジタル化の荒波を越えて広島県行政デジタル化推進アクションプランのゴールイメージに到達していただきたい。</p>	
<p><b>第 14 個人県民税</b></p>	
<p><b>【意見】 実地調査の結果について</b></p> <p>各県税事務所単位では市町との意見交換は特に無く、業務も機械的である。業務に問題があれば税務課が対応し、市町との広島県都市税務主管課長会議や広島県町税務研究会に参加し情報交換をしているとのことであったが、市町が担う個人県民税の賦課徴収業務が適切に行われるよう、随時市町職員と情報交換しながら、業務上の問題点等について検討・協議し、必要な助言等を積極的に行われたい。</p>	<p>広島県都市税務主管課長会議や広島県町税務研究会等での情報交換以外にも、併任徴収の場を通じて、県と市町で業務上の問題点について、随時、検討・協議を行っており、引き続きその枠組みを活用しながら、必要な助言等を積極的に行っていく。</p>
<p><b>第 16 ひろしまの森づくり県民税</b></p>	
<p><b>【意見】 税額の計算式</b></p> <p>令和 6 年から森林環境税が導入され、県民は森林のために、多くの税負担を強いられている。目的税で徴収する以上、むしろ単純に計算できるはずなのに、独自の計算式で目的税部分を計算してしまっているため、財源として明確に区別すべき金額が歪んでおり、正しい金額で基金に積み立てるべきである。</p>	<p>ひろしまの森づくり県民税については、県民税均等割額に加算する方法で納めることとなっているが、滞納や分納等の場合もあるため、単純に納税者数から税率を乗じて算出することは困難であることから、収入額に基づいて算出を行っている。</p> <p>引き続き、財源を明確に区分できるよう適切に対応していく。</p>
<p><b>第 20 個人事業税</b></p>	
<p><b>【指摘】 照会文書のひな形の統一性</b></p> <p>個人事業税の賦課業務の照会業務におけるマニュアルは存在せず、調査書類や聞き取りや調査も各県税事務所ごとで独自に行われており画一化されていないため、各県税事務所や担当者の事務処理能力に差異があるように、確認・調査業務が一定でない可能性がある。少なくとも、県で統</p>	<p>調査手法・調査回答様式をテーマとした税務課と各県税事務所の担当者による検討会を実施し、実務上の問題点等の洗い出しを行い、各県税事務所と調整した上で照会・回答様式の統一化を行った。</p>

監査の結果	措置の状況
<p>一した調査書類・回答書やマニュアルは整備すべきである。</p>	<p>今後も、各県税事務所において統一的な業務執行が行えるよう、引き続き検討を進めて行く。</p>
<p><b>【指摘】職員研修・研修資料について</b></p> <p>現状の制度に合わせて資料もアップデートする中で、初任者研修資料テキストの記載内容を早急に加筆訂正すべきである。</p> <p>また職員の能力向上を図るため「日商簿記検定講座2級コース（通信講座）」といった資料分析に必要な自己研鑽・自己啓発の制度を設けているが、実績が出ているとは言いがたいものである。単なる数字の照合だけでなく、実地調査等につながるように決算書の内容が分析できるような職員を育成すべきである。</p>	<p>原則的には、個人事業税は、事業を行う個人が税務署に申告等をした課税標準を基準として課すこととされており、課税標準となる「数字」を確認するようになっている。</p> <p>職員の能力向上については、簿記講座の受講、各研修や検討会などに加え、今年度は初任者研修においても従来口頭で説明していたものをテキストに追記して実施した。</p>
<p><b>【意見】各種届出書の提出期限</b></p> <p>各種届出書（開業届・廃業届）の提出期限はいずれも5日以内となっており、あまりに短期間である。実務に即した期間に改定すべきである。また、開業届の提出割合も令和4年度ではおおよそ14%とされており、実際に提出を求めるのであれば県民や納税者へのさらなる周知が必要である。</p>	<p>開業日及び廃業日については事前に決定している場合が多いため、提出期限が5日以内であったとしても納税義務者及び実務への影響は極めて少ないと認識しているが、他税目の提出期限に係る改正の機会を捉え、実務への影響を踏まえつつ検討する。</p> <p>なお、制度周知については、令和7年1月から個人事業税開業届等の電子申請を開始し、ホームページ上に電子申請システムのURLを掲載するなど幅広い周知を図っている。</p>
<p><b>【意見】事務処理の効率化</b></p> <p>数値確認の業務は大きなモニターを利用すれば足りる問題であるし、現状のサイズでもモニターを2台並べて作業すれば、わざわざプリントアウトをして作業することもなくなるはずである。ペーパーレス化及び税務業務合理化のためにも対応していただきたい。</p>	<p>モニター表示のみの確認では、細かいデータやエラーを見逃す可能性があるため、様々な要因を検討した結果、現在の紙面確認及び複数人を経由するチェック体制としている。</p> <p>今後、業務の内容を精査しペーパーレス化の実現に向けて、対象業務の選定及びその実現可能性の分析を行っていく。</p>
<p><b>【意見】調査業務の内容</b></p> <p>税務署が行っているような個人事業税の課税漏れを調査するような実地業務は見られなかった。調査を行わない理由としては、調査手法のノウハウが無いことや職員の資質不足が原因であるとのことであり、課税標準額の金額の内容調査については税務署へ一任しているとのことであった。所得税が課税されない納税者でも、所得から差し引かれる金額が多いなど場合によっては個人事業税が課税される例もある。県職員も調査の技能習得や経験など自己研鑽を積むために税務署等との連携を強めるなどの対策をとるべきである。課税の公平性からも、疑わしい納税者への積</p>	<p>個人事業税は、法令上、事業を行う個人が税務署に申告等をした課税標準を基準として課すこととされており、当該申告等をされた額を県税が調査することにはなっていない。</p> <p>ただし、税務署への申告がない場合で申告が必要と認められる場合などには、県税が調査により個人の行う事業の所得を決定して事業税を課すこととされており、引き続き調査手法の向上に努めていく。</p>

監査の結果	措置の状況
<p>極的な調査と賦課をお願いしたい。</p> <p>また、過年度において、広島県からの新型コロナウイルス感染拡大防止対策として「広島県感染症拡大防止協力支援金」「頑張る中小事業者月次支援金」「利子補填金」などさまざまな支援金が給付されており、これらは税法上、雑収入として計上される。この点についても計上漏れがないかどうかの調査は個人事業税へ大きな影響を与えるため調査は必要であると考え。</p>	
<b>第21 法人二税</b>	
<p><b>【指摘】 eLTAX と税務トータルシステムとの連動</b></p> <p>eLTAX から届いた申告書及び設立・設置届についてはeLTAX のステータスを「審査済」にすると税務トータルシステムに連動する仕組みとなっている。これに対して、eLTAX から届いた異動届出書等については添付書類を確認し税務トータルシステム中の台帳に異動を入力する。当該台帳は eLTAX のステータスが「審査中」でも「審査済」であっても入力ができる。</p> <p>この現状は、人為的なミス誘発する危険な状態であると言える。ヒアリングによれば現場でも「eLTAX 側で「審査済」にすることを失念する危険性を認識している。」という現場の声もあり、当職も実務上、かなり長期間にわたって「審査中」の状態のままステータスが動かなかった経験がある。人為的なミスを未然に防ぐため、また、納税者に無用な不安を与えないため、eLTAX と税務トータルシステムの連動が円滑に行われるよう改修を行うべきである。</p>	<p>届出書類の添付漏れ等を除き、eLTAX 上のステータスが「審査中」のまま保留するものではないが、合理的理由なく保留しないこと及び「審査中」のものはメモ欄等を活用しその理由が分かるようにするなど、改めて全県税事務所へ周知した。</p> <p>また、税務トータルシステムの改修については、次期改修の際に費用対効果を踏まえ検討する。</p>
<p><b>【意見】 既設法人が売電事業を開始した場合の確認</b></p> <p>「商業登記の事業目的に『売電』と記載のある法人（新設、業種変更）については、最初の事業年度に申告内容（財務諸表）を確認している一方、未届けで事業内容が変更された場合には、対象法人そのものを把握する有効な手段がない。」という県の主張の通り、未届けで事業内容が変更された場合に対象法人そのものを把握する有効な手段がないのは事実である。しかし、このままでは課税逃れを容認するケースにもつながりかねないことから、一定の方策を練る必要がある。たとえば、経済産業省によれば、広島県には売電できる事業者として18件が登録されている。これらの事業者から情報を得ることで課税漏れを防ぐ方法も考えられる。当然、県単独ではこのような情報を入手することはできない。法的な問題もクリアしなければならないことが想定されるため容易なことではないが、国等と協議しつつ打開策を模索することも一つの方法ではないかと考える。</p>	<p>法人事業税における売電事業については、電気事業法に基づく登録や許可等を要する事業であるか否かを問わないため、全ての対象法人を把握するのは難しいが、適宜、調査により確認を行っている。</p> <p>なお、申告納付制度による法人事業税は、一義的には法人において適切に申告されるべきであり、引き続き税制度の周知に努めていく。</p>
<p><b>【意見】 申告書送付時の封筒サイズ</b></p> <p>県は法人二税の申告書がA4版であることから、当該申告</p>	<p>これまで申告書様式は定形外郵便で送付して</p>

監査の結果	措置の状況
<p>書を折らずに送付するために定形外郵便サイズの封筒により送付している。申告書を折込む作業に係るコスト等を勘案し総合的な判断は必要になってくるが、定形郵便のサイズで送付することにより郵送に係る全体のコストが削減できないかどうかの検討をすることには一考の価値がある。</p>	<p>いたが、令和7年5月発送分から原則として三つ折りした申告書等を定形郵便により送付するよう変更を行った。</p>
<p><b>【意見】 委託業者における個人情報の取扱い</b></p> <p>紙媒体で提出された申告書のpdf化という業務の性質上、個人情報を黒塗りした状態で業者に渡すわけにはいかないため、個人情報漏洩の危険性は高いと言わざるを得ない。他税目ではあるが、実際に個人情報が流出した事案があることから、より一層の注意を払う必要がある。pdf化の作業に対して一定の監視の目を入れるか、もしくはpdf化の作業自体を外注せずに県庁内で完結する方法に切り替えることを検討する段階に来ていると考える。</p>	<p>個人情報の取扱いについては、委託業者との契約において情報漏洩の防止策等の適切な取扱いを改めて求めていく。</p> <p>また、作業の内製化については、今後紙媒体による申告書の提出件数が一定程度減少していくと見込まれるため、作業量等を精査し対応を検討していく。</p>
<p><b>【意見】 提出された申告書のチェックリスト</b></p> <p>西部でヒアリングしたところ、実態として医療法人についてはほとんどチェックを行っているとのことであった。</p> <p>職員の裁量に任される部分があってもよいが、県として一定のルールに基づいて、必ずチェックする業種や法人を設けて、業務の質のばらつきを無くすため、チェックリストを作成するなどの取組みが必要である。</p>	<p>自主決定法人に係る課税標準額の数値確認については、全ての法人について行っているが、確認漏れがないよう改めて全県税事務所へ周知した。</p>
<p><b>【意見】 国の税務行政DXとの関わり</b></p> <p>国が精力的にデジタル化を推進しているなか、県も、内部事務のセンター化、システムを活用した調査先の選定などができる基盤をつくるべく、次世代システムの構築に向け業務の抜本的な見直しを含む様々な検討を行っていくべきである。</p>	<p>本県においても、eTAX 第5期更改などの電子化の流れに沿って、国税とのデータ連携やデータ取り込みを進めているところであり、業務の抜本的な見直しを含む様々な検討を行っていく。</p>
<p><b>第22 不動産取得税</b></p>	
<p><b>【意見】 東広島分室の不動産評価課の名称について</b></p> <p>不動産評価課という名称の適切性について検討いただきたい。業務内容に特段の差異がないのであれば、不動産税課、不動産税第一係、不動産税第二係で差し支えないように思料する。今後、不動産取得税に関する業務についての全体的な見直しが行われることがあった場合に、組織編成及び名称について検討されてはいかがだろうか。</p>	<p>不動産税課と不動産評価課の業務内容に特段の差異はないため、今後県税における不動産取得税に関する業務について全体的な見直しが行われることがあった場合には、適切な組織編成及び名称について検討する。</p>
<p><b>【意見】 市町とのデータのやり取り</b></p> <p>市町からのデータの受け取り方法が異なる理由は、「市町の都合である」とのことであった。広島県ファイル転送システムという有用なシステムがあるにもかかわらず、市町の都合で他の記憶媒体を使用している現状には問題がある。</p> <p>広島市とのやり取りで使用されている公用USBは西部不</p>	<p>市町によってセキュリティ環境や運用の違いがあることから、広島県のファイル転送システムが使用できない場合もあり、関係市町と協議を重ねた上で、現在の方法となっている。</p> <p>しかしながら、データ移動の際に紛失のリスクは存在すると考えられることから、令和9年</p>

監査の結果	措置の状況
<p>動産税課が所有しており、受け渡しに際して公用 USB メモリ利用簿に記録し管理されている。呉市及び江田島市とのやり取りで使用されているCD-Rも西部不動産税課が所有しており、呉市及び江田島市にデータ提供を依頼する際、新品のCD-Rを郵送し、後日、呉市及び江田島市に出向いてCD-Rを受領しており、記録簿は新品のCD-Rで行っているため特に作成していないが、データ受け渡しの際には広島市、呉市及び江田島市ともに受領書を手交し、受領書の写しを西部不動産税課で保管することをもってデータ受領日の管理を行っている。受領したデータをアクセス制限がかかっている税務専用サーバーに異動させた後、当該CD-Rは、課長又は参事立会いのもとシュレッダーによって粉碎し、公用USBは、データを切り取ってサーバへ移動しているため、いずれもデータ受領後、サーバー以外ではデータを残していない。</p> <p>記憶媒体の受け渡しに際して記録簿の作成または受領書の交付をしているとはいえ、記憶媒体の紛失リスクはある。加えて、データの受け取りに関してわざわざ市町を訪問すること、記録簿の作成や受領書の手交、使用後の媒体の破碎といった業務が発生することなど、システムを利用すれば省くことができるにも関わらず現状のまま放置していることは職員の貴重な時間を奪うことであり、大変非効率である。</p> <p>情報のやり取りについて一層の安全性を確保し、非効率を是正するために、県が指導力を発揮して、広島市、呉市及び江田島市にも広島県ファイル転送システムを利用するように働きかけるべきである。</p> <p>また、eLTAXやJ-LISの利用に際して県が一定のコスト負担をしているように、市町が県のシステムを利用するに際してコスト負担を求めることも視野に入れてもよいのではないだろうか。市町が評価したデータを受け取っていることから、県としてはシステム利用に関して市町にコスト負担を求めにくい心情はあるかもしれないが、一考の余地はあると考える。</p>	<p>に実装されるeLTAXの団体間回送などを利用する方法を継続的に検討していく。</p>
<p><b>【意見】 土地の評価に係る職員のスキル平準化</b></p> <p>土地区画整理事業に係る承継取得分のうち、価格不明の土地に関する調査について、令和元年度7件、令和2年度13件、令和3年度14件、令和4年度9件、令和5年度2件ほどの実績がある。件数から考えると、この業務を担当する職員の数はそれほど多くなく、実務的にはスキルをもった特定の職員が業務に従事していることが伺える。このような状況下では土地の評価に関するスキルを伝承していくことには困難が生じる。家屋に関する評価のみならず、土地の評価に関する研修機会を増やす等の方策を検討されたい。</p>	<p>土地の評価については、土地評価マニュアル等の土地評価に係る書籍を各県税事務所に配付した。</p> <p>今後はさらに、資産評価システム研究センターが主催する土地評価研修の受講を検討するなど、引き続き職員の資質向上に努めていく。</p>
<p><b>【意見】 未登記建物等に係る課税客体の把握</b></p>	

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>法務局調査や建築確認からの情報だけでは捕捉しきれない課税客体が存在することを認識したうえで、現状では、基本的に市町任せになっている状況である。このままでは課税の機会を逃す可能性もあり、適正・公平な課税の観点から問題がある。とはいえ、県独自で多くの調査を実施することについては、人的な資源に限界があることから、困難な事情があることが推察される。市町とはすでに評価実務を共同で行っており一定の協力体制は出来上がっているが、課税漏れが発生しないように、よりきめ細やかな体制を構築することが望まれる。京都府において、滞納整理業務に関して、市町村と共同で実施する組織である京都地方税機構を設立している。これとは設立目的が異なるが、人的面でもコスト面でも、県・市町両者に相乗効果を生む新しい枠組みを考えてもよいのではないか。現在の県と市町の共同体制をすり抜けてしまう事案についてこの新たな枠組みが活用されることを期待する。</p>	<p>未登記建物等に係る不動産取得申告書の提出をホームページ等で広報し、市町にも現地調査時には、引き続き評価家屋以外の未登記建物の有無について確認をするよう依頼するなど、より一層の情報の共有化を図っていく。</p>
<p><b>【意見】 家屋評価に係る不服等の申し立てについて</b></p> <p>県は、納税者からの指摘を受けカタログ等を確認し、さらに現地でシャッターのハンドルやチェーン巻き上げ機について確認調査を行っているが、こういった内容については当初の現地調査時に確認しておくべきであると考え。</p> <p>総務省からの聞き取りによる「シャッター開閉装置電動（煙感知器連動型）により評点付設して差し支えない」との回答を前面に出したうえで、メーカー・型番・取扱説明書等の確認を納税者に依頼していることから、当初の評価に誤りはなくこのままでも差し支えないが、納税者からの指摘があったから詳細な確認をしているという真意が伺える。</p> <p>当初の調査時に「確認はしたが、目視で見える範囲にそういったものが無かった」としている。</p> <p>今後は、評価基準に準拠しつつ、他県の状況を勘案するとともに、設備の実態を詳細に調査し、より県民の目線に立った評価を実施することを希望する。</p>	<p>限られた現地調査時間内に必要なチェック項目を確認できるよう調査前に洗い出しを行っているが、目視等による現地調査では確認できなかった事項については、カタログ等で確認をするよう今後の研修において意識付けていく。</p> <p>また、家屋評価事務への精通のため、引き続き全国研修を活用し、評価人材の育成を図る。</p>
<p><b>【意見】 信託財産引継に係る不服等の申し立てについて</b></p> <p>不動産の取得に相続が関係している案件に関しては非課税の可能性を念頭に詳細な検討を行うべきである。たしかに、更正前の登記情報は県の当初の課税判断を導くに足る外形を備えていた。しかし、登記が間違っていたとしても、相続が関係している案件に関しては一定の疑いを持ち、納税者と連絡をとり、信託契約の内容及び背景となる事実関係について賦課決定の前に確認をするべきである。</p> <p>納税者に対する県の回答を読む限りにおいては、法律の規定を解釈するところからスタートしているように感じる。法律の規定の解釈は重要であるが、その前提となる事</p>	<p>相続や信託が関係する案件については、引き続き課税前に丁寧な照会を行っていく。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>実関係を適切に把握できなければ最終的な判断を誤ることとなる。</p> <p>しかし、本件事案については、信託財産引継及び相続という二つのファクターが絡んでおり、判断に迷う特殊な事案であったといえる。また、本件について正確な判断をするためには詳細な調査を実施しなければならず、膨大な調査件数に鑑みると、当初から正しい判断をすることには困難が伴ったと思われる。すべての案件に詳細な調査を実施することは困難であるから、今後は、相続や信託が関係する案件を事前に丁寧な照会を行う対象として選定し、より一層慎重に業務を遂行していただきたい。</p>	
<p><b>【意見】 納付書の作成の自動化</b></p> <p>不動産取得税の承継取得分についてはすでに自動化されており、原始取得分の一部が自動化未対応となっている。承継取得分の件数が原始取得分と比べて圧倒的に多く全体から見れば原始取得分は限定的な件数であると言えるが、原始取得分だけでも5月から7月の間で約2,000件もあることから、短期間に県職員が入力作業を行うことは困難である。この作業を県庁内部で行うことはかえって非効率となりかねない。しかし、いつまでも入力作業を外注することにも問題がないとは言えない。そもそも整理番号で管理されているならば、自動化には適していると思われることから、原始取得分について、納付書をシステムから自動作成する方法を模索すべきと考える。システム改修を伴うものであるからすぐには実現できないであろうが、システム改修が行われる際には検討すべき項目である。</p>	<p>県で評価した原始取得分については、現時点で課税データを連携することにより納付書作成を行っている。県内市町から通知を受けて課税処理を行うものについては、令和9年度に実装されるeLTAXの団体間回送を利用したデータによる納付書作成などを含め、継続的に検討を進めていく。</p>
<b>第 23 自動車税</b>	
<p><b>【意見】 高額車両に係る減免について</b></p> <p>身体障害者等に対する自動車税の減免制度は、身体障害者の生活の安定と充実のために税負担を軽減することにあるが、十分な経済力のある身体障害者等に対してまで無制限に税負担を軽減する必要はないと考える。減免制度の趣旨や税負担の公平性の観点から、自動車の取得価額に上限を設けるなど一定の制限を設けることが望ましい。</p>	<p>減免制度の趣旨は、自動車税を減免することにより障害者が障害を克服し健常者と同様な社会生活を営むことができるよう税制上の配慮を加えようとするものであり、経済的格差を埋めるための制度となっていない。</p> <p>よって、現行の制度に一定の制限を加えるなどの減免制度の見直しについては、現行制度を精査したうえで、慎重に検討していく必要があると考える。</p>
<p><b>【意見】 身体障害者に対する自動車税減免後の実態調査</b></p> <p>身体障害者等に対する自動車税の減免制度については、その使用用途等に一定の制限が設けられている。申請時点でのチェックは行われるが、その後実際にその要件を充足しているのかについて事後的な調査は行われていない。</p> <p>減免という課税上の特典を与える以上は、その実態について定期的に確認を行うべきである。全件について調査を</p>	<p>減免決定後の実態調査については、毎年継続減免手続き時の現況確認において書面による調査を実施しているが、調査対象者の抽出方法等を含め、引き続き効率的かつ効果的な調査方法を検討する。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>行うことは非現実的であるため、一定数を抽出し毎期継続的に調査を実施していくべきである。</p>	
<p><b>【意見】 社会福祉法人の自動車税減免に係る実態確認</b></p> <p>自動車税種別割が毎年賦課決定されるものであるため、減免対象となる納税義務者から毎年減免申請を受け、要件合致について判定を行っているとのことだが、申請時には適正な内容であったとしても、社会福祉法人が事業を拡大するなどした場合、申請時に想定されていない用途に使われる可能性もないとは言い切れない。毎年確認する必要はないが、抜き打ち的に実態調査をすることは制度の公平性を保つためにも有効である。社会福祉法人に対する事後的な調査を実施することを期待する。</p>	<p>減免決定後の実態については、継続減免手続き時の現況確認において、運行日誌により自動車の使用状況の確認を行っている。</p>
<p><b>【意見】 課税標準が適正に把握されているかについての確認</b></p> <p>自動車税環境性能割の課税標準は自動車の取得のために通常要する価額とされており、自動車に取り付けられる付属物についても課税標準に算入し課税の対象となっている。県は、「必要に応じて、課税時に実車の目視確認等を行うことで、オプションの価格等を適正に反映させています。そのため、ディーラーへの事後調査は実施していません。」としているが、販売店等に事後的な確認を定期的に行うことで申告の適正性を担保する必要がある。</p> <p>納税者一人一人にアクセスすることは事実上困難であり、手続きを販売店等が全て代行していることを併せ考えると、販売店等が適正申告に対する意識を高めることができるように働きかける方法が最も効果的である。</p>	<p>意見を踏まえ対応を検討していたところ、令和8年度税制改正において自動車税環境性能割が廃止されることとなったため、対応不要となった。</p>
<p><b>第 24 たばこ税</b></p>	
<p><b>【意見】 普通郵便でのデータ送付の危険性</b></p> <p>県は、県たばこ税のデータのやり取りについて、普通郵便で行っているが、その理由としてはデータ内容が単なる数字の羅列であることを理由としているがこれは適切でないと考え。なぜなら、たとえ数字のやり取りであっても盗難・紛失の場合、全く悪用（例えば、SNS で数字だけのデータを公開されてしまう等）されないとは言い切れないからある。</p> <p>さらに普通郵便だと万が一紛失した場合に追跡が出来ない。</p> <p>県は、庁内郵送については、「文書発送ガイドブック」にて細かく決めているのであるから、委託先へのデータのやり取り（書留で送る等）についても細かく決めるべきではないかと考える。</p> <p>また、このような危険性を回避するために、データ電子化によるデータ送信等を進めていくべきではないかと考える。</p>	<p>県たばこ税のデータのやり取りについて、普通郵便から簡易書留での送付に改めた。</p> <p>また、県のホームページを修正し、eLTAX を利用した電子申告を勧奨するなど、今後も紙送付以外の申告を積極的に推進していく。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p><b>【指摘】 県たばこ税の税務調査</b></p> <p>本規程がある以上は、定期的な税務調査の実施を行うことが必要であると考え。少なくとも県内の特定販売業者に対して一定期間での税務調査の実施が望ましい。</p>	<p>令和7年度においては、特段の疑義が生じなかったため調査は不要と判断したが、令和8年4月に加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の改正が行われるため、課税の時期や申告内容等に疑義が生じた場合等を想定し、販売業者や小売業者に対する調査を実施する方向で検討を進めていく。</p>
<p><b>【意見】 県たばこ税の担当者数について</b></p> <p>県は県たばこ税の担当者数を増加させるべきである。増加させることで税務調査や申告書の内容検証を行うことができる。また、担当者数を増やすことで、人事異動の際の引継ぎ等がスムーズにいくのではないかと考える。人事異動等が約3年で周期を迎えると考えれば、せっかく育った担当者が異動となり、新人職員が一通りの業務をこなすようになるまでには3年ほど期間を費やすことになるからである。</p>	<p>組織内の業務ノウハウの継承の観点も踏まえ、今後、業務見直しが行われるタイミングに合わせて適正化していく。</p>
<p><b>第 25 ゴルフ場利用税</b></p>	
<p><b>【意見】 ゴルフ場利用税の等級決定確認書</b></p> <p>等級を算定するにあたって、等級の変更要因となる、(2)の実質的にグリーン・フィーに相当する額については、県がゴルフ場から提出を受けた際に、実際に当該ゴルフ場の領収書に記載があるのか確認する必要がある。ゴルフ場利用税はゴルフ場利用者が納める税金であるため、ゴルフ場利用者が理解できないと意味がない。</p> <p>ゴルフ場の領収書において、プレー・フィーとしてまとめて記載されているにもかかわらず、例えば、従業員厚生費、道路補修費、施設協力費、水道光熱費すべてに200円と記載があるが、領収書には一切この項目がないことが見受けられるため、(2)の実質的にグリーン・フィーに相当する金額の記載欄は不要ではないかと考える。</p> <p>(資料略)</p>	<p>各ゴルフ場におけるゴルフ場利用税の等級の決定に当たっては、グリーン・フィーの額及び水道光熱費等の実質的にグリーン・フィーに相当する額のほか、ホール数や会員・非会員の別などの要件に基づき決定しているため、ゴルフ場利用者が自身の領収書に記載された額から逆算してゴルフ場の等級を判断できる仕組みにはなっていない。</p> <p>また、ゴルフ場利用者への等級の周知は、ゴルフ場利用税額等をゴルフ場のフロント等に提示することにより行っているところであるが、今後、特別徴収義務者に対しては、税額等を掲示することについて、「ゴルフ場利用税申告等の手引き」による注意喚起や、現地調査における指導等により、更なる周知徹底を図る。</p>
<p><b>【意見】 ゴルフ場利用税の等級の指定についての見直し</b></p> <p>平成9年から令和5年までバブル経済が崩壊し、リーマンショック、コロナ感染症による経済の停滞と経済が混沌とする中で、約26年間ゴルフ場利用税の等級の指定に関する数値の見直しが行われていないことは問題である。</p> <p>ゴルフ場の経営が厳しい環境で、ゴルフ場利用者がバブル経済期に比べて大幅に減少していることなど、現在の価値に適した数値を使用することが必要であるから、ゴルフ場利用税の等級の見直しを行うべきである。</p>	<p>ゴルフ場利用税の税額決定に係る等級については、ゴルフ場の経営状況に左右される性質のものではないと認識しているが、見直しも含めて今後も他の自治体の状況などを勘案し、継続的に注視していく。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p><b>【意見】 ゴルフ場利用税の等級</b></p> <p>ゴルフ場利用料金は等級決定において一要因であって、全てではないと考える。</p> <p>本来、ゴルフ場としての等級を定めるのであるならば、ゴルフ場の土地、建物、設備等、芝の手入れの金額、維持費等いわゆるゴルフ場の格式において決定すべきであるが、実際は困難であると考え。従って、単純にプレー費で納めるのであれば、事前に県が等級を確認する作業もなくなり、納税者であるゴルフ場利用者が請求された金額においてゴルフ場利用税の金額が判断できる。</p> <p>単純に領収書のプレー費の金額でゴルフ場利用税の徴収とすることで、納税者も徴収される税額に関して理解ができるのではないかと考える。</p>	<p>ゴルフ場利用税の徴収については、個別のプレー費を基に税率を乗じて算定し課税するものではない。</p> <p>単純にプレー費を課税標準としてゴルフ場利用税を納める制度になれば、納税者の理解は深まるものと考えられるが、プレー費は時間帯や割引等で多様な料金設定がされており、利用者一人一人からゴルフ場利用税を算定して徴収することは特別徴収義務者の事務負担が増大し、県税としても調査の事務量が膨大となることから困難であると考え。</p>
<p><b>【意見】 等級の変更</b></p> <p>ゴルフ場利用税の課税客体がゴルフ場の利用行為であり、納税義務者はゴルフ場利用者である。グリーン・フィーが物価高で値上がりすることは当然であり、ゴルフ場の企業努力のみで解決する話ではない。</p> <p>等級決定は前記の通り、利用料金は一つの要因であるため、経済全体に変動があった時には、見直しが必要ではないかと考える。</p>	<p>ゴルフ場利用税の税額決定に係る等級については、物価やゴルフ場の経営状況に左右される性質のものではないと認識しているが、見直しも含めて今後も他の自治体の状況などを勘案し、継続的に注視していく。</p>
<p><b>【意見】 特例税率の適用条件の確認について</b></p> <p>課税免除の規定の適用を受けるには申告書の様式において利用条件を満たしていることが確認できるものへ変更すべきである。</p>	<p>税率区分を納入申告書別表に記載することや、特例税率の認定条件等について、「ゴルフ場利用税申告等の手引き」により特別徴収義務者への周知を図っているところ、申告書の記載事項を増加することは、特別徴収義務者の事務負担を増加させるため、現行の取扱いが合理的である。</p>
<p><b>【指摘】 税務調査</b></p> <p>ゴルフ場利用者が自分が負担するゴルフ場利用税の金額を理解し、納得して納税するのが本来であるから、県が計算式を使って等級を決定し、ゴルフ場に通知し、ゴルフ場利用税を徴収するため、納税者がゴルフ場利用税を領収書で見て理解できない場合も生じうるかもしれない。</p> <p>ゴルフ場がゴルフ場利用者から預かった税金の金額が重要であるのに、会計帳簿を全く確認していないことは税務調査としては不十分であると考え。</p> <p>広島県税条例 88 条において特別徴収義務者は帳簿を備え、毎日、次に掲げる事項を記載するとともに、帳簿閉鎖の日から5年間の保存義務がある。</p> <p>(表略)</p> <p>税務調査において、上記① (利用者の数) ② (利用料金)</p>	<p>預り金の勘定科目で会計処理しているかどうかは、企業会計処理上の問題であり県税に指導権限はないことから、県税としては、申告が適正に行われているかの観点で、等級決定の根拠となる項目及び申告内容とゴルフ場保管の帳簿書類等を照合し、適正にゴルフ場利用税を特別徴収しているかを、引き続き調査していく。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>の収入総額) に関しては確認を行っているが③のゴルフ場利用税額に関しては、毎日会計帳簿において預り金処理を行っているかどうかの確認をすべきである。</p>	
<p><b>第 26 軽油引取税</b></p>	
<p><b>【意見】 システム</b></p> <p>全県で J-LIS に登録し、不正軽油発見のために運用しているのは理解できるが、納税義務者の委任もなく、県が受け取った納税義務者の申告内容を勝手に流用していることは問題である。また県職員に J-LIS のことを尋ねるとどういった団体なのか答えられなかった。全県で行っているからという理由で、安易に納税義務者の情報を他の団体に提供することはあってはならない。</p>	<p>地方税法第 144 条の 35 において、申告を受けた県はその内容を他の都道府県に通知するよう定められており、J-LIS は当該事務の合理化のため全都道府県から委託を受けて、軽油流通情報管理システムを運用し、都道府県間の相互通知・情報共有を可能としているものである。</p> <p>なお、J-LIS という団体に対する職員理解を促進し、全都道府県との間で締結されたシステム運用委託契約に基づき事務を行っていることを、職員に対して周知した。</p>
<p><b>【指摘】 免税証の管理</b></p> <p>免税証は軽油を無税で引き取るための証明書である。</p> <p>免税証の管理は印刷業者から取得した時から免税証の発行時まで厳重な管理を要する書類である。机のキャビネットの中で管理台帳もなく雑然と備え付けておけばよい書類ではない。早急に管理体制を見直すべきである。</p> <p>また、免税用紙の枚数だけでなく、使用された日付等の記録もつけるべきであるとする。県では用紙のナンバリングによって枚数の確認を行っているが、それだけでなく、いつ使用されたかの記録をつけることにより、適正な保管・整理ができるからである。</p>	<p>免税証の保管は施錠可能な書庫等での管理とし、免税証受払整理簿の記録及び免税証交付申請書の処理時に発行免税証の記号及び番号の記録を行うよう取扱いを変更した。</p>
<p><b>【意見】 免税証発行時</b></p> <p>免税証発行時に誓約書としてチェックシートにチェックさせるのであれば、事前に法人であれば代表取締役をチェックシートを手渡し、チェックさせるべきであり、個人でも本人以外が来所する際には本人にチェックさせるべきである。また免税証は使用者本人に手渡すべきであることから、本人または代表取締役以外の者が来所する場合には、個人本人または法人の代表取締役からの委任状を持参させるべきである。</p> <p>中小企業においては社員証が存在しない法人も多々あり、まして個人事業主の従業員の従業員かどうかの確認は困難であるとする。</p> <p>注意事項は免税証の発行を受ける本人が遵守すべきことである。</p>	<p>免税軽油使用者証交付申請時に提出される「誓約書」については、個人本人又は法人の代表取締役等の署名を必要としており、「免税証の使用にあたり注意していただくこと（様式 6-1）」の記入は交付申請のために来所した者が行い、所属組織等で当該来所者以外の者も免税軽油を使用する場合には、全員に注意事項を共有するよう指導している。</p> <p>免税証発行時の注意事項として、代理の者等が来所する場合には、本人に注意事項を必ず伝えるよう様式改正を行うこととした。</p>
<p><b>【意見】 免税軽油使用者証</b></p> <p>機械等には販売業者が直に給油するわけではなく、通常はタンクに配送依頼して給油され、貯蔵しているものを免</p>	<p>全ての免税軽油使用者に対して、定められている報告書の精査等以外の調査（現地調査等）</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>税軽油使用者の交付を受けた者が自分で給油する。</p> <p>実際には100%免税軽油を購入し80%は機械等に使用して残りの20%を他の用途に使用していたとしても確認するべきがない。使用歴として免税軽油を機械等に給油した日時と使用数量の記載を条件にしているが、免税軽油使用者が偽った事実を記載しても確認するべきがないのが現状である。県職員が手間と時間をかけて免税軽油使用者証の発行や免税証の発行を行っているが、肝心のすべての免税軽油が申請通りの用途に使用されているかどうかの確認ができていないことは問題である。</p>	<p>を行うことは、使用者数からも困難である。</p> <p>免税証の交付数量が多い者、交付数量が急増した者及び対象機械以外を所有している者に対して、報告書の精査や現地調査を引き続き実施する。</p>
<p><b>【指摘】 申告書及び納付書のプレプリント</b></p> <p>申告書と納付書は個人情報に記載されている。職員が輸送時に紛失の可能性もある。</p> <p>東広島分室で印字ができないのであれば、税務課から特別徴収義務者に送付すればよい。</p> <p>東広島分室から税務課に期間限定で作業のため出向することも可能ではないかと考える。</p> <p>申告書等を移動させることを無くし、申告書等の紛失が起らないよう努めるべきである。</p>	<p>申告書等のプレプリントについては、量が膨大なことから、税務課で印刷し、職員が車で東広島分室へ搬送し、事務所が必要な仕分け等の作業を行った上、各事業者へ発送している。仕分け作業には、他の文書等の混入や誤送付を防ぐために貸切で使用できる広い部屋が必要となることなどから、税務課での発送作業は困難である。</p> <p>しかしながら、個人情報の取り扱いには特に注意を払うべきであり、紛失が生じないよう複数人で対応し、輸送前後のチェックを確実にを行う等、防止対策を講じているため、引き続きリスク回避に努める。</p>
<p><b>【意見】 市町交付金</b></p> <p>市町には、軽油引取税の純額（軽油引取税の期限内納入額－報償金の額）をベースに支払うべきである。報償金の負担を市町にも負担させるべきである。</p>	<p>地方税法第144条の60及び地方税法施行規則第8条の55において、納入又は納付された軽油引取税額相当額を基に算出することが定められているため、現行法では市町に報償金を負担させることはできない。</p>
<p><b>【指摘】 軽油引取税報償金交付要綱</b></p> <p>軽油引取税交付要綱には、交付対象者を軽油引取税の特別徴収義務者と規定しており、委任があれば、交付対象者以外の組合が報償金の受取ができる旨の規定がない。</p> <p>熊本県には組合に対する報償金の支払いに関する規定がある。</p> <p>県も軽油引取税報償金交付要綱の見直しが必要である。</p>	<p>特別徴収義務者から委任状の提出を受けていることから、広島県軽油引取税納税組合が報償金を受け取ることに法的な問題はないと考えるが、軽油引取税報償金交付要綱の改正を行うこととし、広島県軽油引取税納税組合を通じて特別徴収義務者へ報償金を交付できることについて明記するよう要綱を改正した。</p>
<p><b>【指摘】 令和5年度中国四国一斉高速道路等軽油抜取調査</b></p> <p>（調査の報告書の一部であるが分析結果の比重においてすべての報告書を手書きで訂正している。）上記問題点について、県は分析装置の扱いが困難であり、誤作動があったためという回答を受けたが、分析装置の扱いが困難であれ</p>	<p>現状、不正軽油の疑義が生じている見本品や分析結果が軽油性状以外であった見本品については、外部機関に精密分析を依頼している。</p> <p>燃料分析については、作業工程の操作マニユ</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>ば、調査当日において専門家に依頼し、正しい数値を導きだせる状態で調査を行わなければならないと考える。</p> <p>また、今後の抜取調査において検査の適正化を図るためにも安定的かつ扱いの易い装置を取り入れることが必要であり、県職員の業務への負担も軽減される。</p>	<p>アル、研修資料の改訂等を検討するなど、職員の分析能力の向上に継続的に努める。</p> <p>なお、令和8年度中に新しい分析装置を導入する予定である。</p>
<b>第 27 狩猟税</b>	
<p><b>【指摘】納税について</b></p> <p>「県税の賦課徴収について」に規定のとおり、農林水産事務所において狩猟税の申告書の受理したものがあるときは、徴税吏員を農林水産事務所に出向させて登録申請書と照合し、納税義務者それぞれの納付書に納税済印を押印すれば、照合の手間が省ける。</p>	<p>狩猟税については、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとされていることから、狩猟登録時に申告書を受けており、その登録は狩猟期間（11月中旬から2月中旬）より前から開始されているため、対応が長期間にわたり、実際に徴税吏員をその期間に農林水産事務所へ出向させることは実務上困難である。</p> <p>また、特定の登録日を設ける場合、納税済印の照合の手間は省ける面もあるが、一方で納税者にとっては登録日が限定されることで利便性の低下も想定される。手間とコストを比較衡量し、より良い手続きの仕組みを引き続き検討していく。</p>
<p><b>【指摘】押印日付の違い</b></p> <p>北部の押印が表面（令和5年10月16日）と裏面（令和5年10月4日）で異なっている。西部と東部では表面と裏面の押印の日付は合致していた。</p> <p>収受印と納税済印の日付が異なるのはおかしい。原因を究明すべきである。</p>	<p>押印の日付の差異は、農林水産事務所での収受日（令和5年10月4日）と、県税事務所で納税済印を押印した日（令和5年10月16日）との差異であったが、県税の賦課徴収通達において、納税済印押印の日付は、狩猟免許に係る狩猟者の登録の日とすることとされていることから、納税済印の日付を収受印の日付と同一とするよう指導を行った。</p> <p>また、同様の処理が発生しないよう、全県税事務所に再度周知を図った。</p>
<p><b>【指摘】納税（決定）額の記入</b></p> <p>（狩猟税の申告書にて納付（決定額）に同じ字体の記入がみられた。）</p> <p>担当者に事情を聞くと、書き忘れの箇所は県の担当者が記入しているとのことであった。</p> <p>申告書の受け取りを農林水産事務所に委任せず、狩猟税の担当者が猟友会から直接受け取り、申告内容をその場で確認すれば、猟友会の担当者に書き忘れの記入を依頼すればよい。やはり、猟友会が農林水産事務所に登録申請に訪れた時に、県の担当者が農林水産事務所に赴き同時に狩猟税の申告書を受け取るべきである。</p>	<p>猟友会の役割は、納税義務者から狩猟税申告書等を県に提出することの取次ぎを行うのみであるため、猟友会の担当者に申告書の追記修正を依頼することについては慎重に判断する必要がある。</p> <p>狩猟税申告書の記載方法については、納税義務者に対して正確に周知する必要があると考えことから、記載例等を配布することなどによって、より適正な申告の促進を図る。</p> <p>狩猟税の申告は、狩猟登録時に受付を行う納税者の利便性を重視した仕組みであるため、手間とコストを比較衡量し、より良い手続きにつ</p>

監査の結果	措置の状況
	いて引き続き検討していく。
<p><b>【指摘】 添付書類</b></p> <p>申告書の内容を確認することは、必ず行わなければならない。</p> <p>納付税額の確認も大事だが、本来徴収されるべき税額の見落としはあってはならない。</p> <p>税率の2分の1軽減の適用を受けている者の添付書類には特に目を通す必要がある。</p>	<p>申告書と添付書類の内容を確認するとともに、申告内容に疑義がある場合は、申告者等に内容を確認し、聞取り内容を文書で残すよう徹底した。</p>
<p><b>【意見】 委任状の必要性</b></p> <p>狩猟の登録申請を行う者が高齢で、手続きを簡素化すべきであることは理解できる。</p> <p>しかしながら、個人情報等を県以外の猟友会が扱うことから、委任状の添付は必要書類であると考えられる。</p> <p>したがって、県は個人情報を取り扱う以上、委任状の添付も求める必要がある。</p>	<p>手続きの簡素化と委任状の添付を求めることによる申告者の負担の増加を比較衡量しながら、関係部署と引き続き検討を行っていく。</p>
<p><b>【意見】 農林水産事務所との関係</b></p> <p>狩猟者の登録申請と狩猟税の申告納税は全く違う行為である。</p> <p>税務課として、猟友会との狩猟税の申告書の提出方法や、狩猟税の納税方法についての業務委託契約が必要である。</p>	<p>現在、登録と申告とを同時に行うことで納税者側の手続きの効率化を図っているが、事務処理方法の変更については、関係部署との調整が必要となるため、今後継続的に検討を行っていく。</p>
第28 鉦区税	
<p><b>【意見】 納税義務者への申告義務の周知徹底</b></p> <p>令和5年度に納税義務が生じた者の資料を確認したところ、令和4年10月25日に登録したものが、令和5年1月6日付で中国経済産業局から県に通知され、納税義務者からの申告書は令和5年1月26日に県に提出されていた。</p> <p>法令によれば、本来、納税義務者からの自発的な申告又は報告によって、納税者情報を県が把握し、その内容に従って課税されるのであり、県から申告を促すといった業務は不要である。提出を求めなければ申告等がなされない現状は是正すべきである。</p> <p>他の税目においては、納税義務者が自ら申告義務を自覚し、自発的に申告がなされるのが当然であり、無申告にはペナルティも課される。鉦区税においても、申告を自発的に行うよう働きかけるべきである。特に鉦区税の納税義務者となる者は限られており、鉦区税についても相当程度知識がある者であると想定できることから、申告を行わない納税義務者に対しては過料も含め、毅然と対処すべきであると考えられる。</p>	<p>ホームページの記載内容を充実させること等により、納税義務者にわかりやすいような形の広報を実施した。</p> <p>また、令和8年度から、納税通知書発送の際に、異動等があった場合は申告事項異動申告書の提出が必要となることについて注意喚起する文書を同封することとした。</p>
<p><b>【意見】 納税義務者への申告義務の周知徹底</b></p>	

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>本来、納税義務者からの自発的な申告又は報告によって、納税者情報を県が把握できるはずであり、その申告内容に沿って課税が行われるものである。しかし実際には自発的な申告が行われず、県担当者が中国経済産業局へ訪問し、鉱業原簿を1日ばかりで見に行くことで、鉱業権者の状況を確認している。</p> <p>鉱業権の状況を把握し、申告又は報告する義務は納税義務者にあることを周知し、それを徹底させれば、県側での鉱業権者の状況を毎年確認しにいく作業は不要ではないか。鉱業原簿を活用するとするならば、県側で鉱業権の状況を網羅的に確認するためではなく、例えば県が税務調査を実施する一環として、鉱区への視察などによって得た実態の情報と鉱業原簿や鉱区税台帳などの記録情報とを照合し、申告内容に誤りがないか確認するといった活用がなされることで、より実効性のある課税の実現に資するのではないかと考える。</p>	<p>鉱業権はその設定や異動、消滅に際して一定の場合を除き、鉱業原簿に登録されることでその効力を生じることから、実務的には鉱業原簿に登録された内容に異動があった場合、中国経済産業局から通知を収受し処理を行っている。</p> <p>納税義務者の自発的な申告の推進を図るため、ホームページ上に申告書様式及び記載例を掲載するとともに、令和8年度から、納税通知書発送の際に、異動等があった場合は申告事項異動申告書の提出が必要となることについて注意喚起する文書を同封することとした。</p>
<p><b>【指摘】 課税客体の未把握</b></p> <p>県が税務システムで管理している情報の中に、鉱区の所在地がない。また、納税義務者から提出される申告書紙面では、鉱区の所在地を記載する欄があるが、市までの記載しかなく、具体的な地番は記載されていない。</p> <p>つまり県は、鉱区の所在地が把握できていない。課税客体を把握せず適切な徴税は不可能であり、すべての鉱区を具体的に把握する必要がある。</p>	<p>鉱区の境界は、世界測地系に基づく座標値によりその境界が決められており、所在は市町までで具体的な地番はない。</p> <p>また、鉱区については、鉱業原簿の他に鉱区図と座標値等が掲載された図面を用いて管理されているため、鉱業原簿の登録番号を把握することで、課税に必要な鉱区所在の把握はできている。</p> <p>今後も経済産業局との協力体制を継続していくことによって、適切な課税を行っていく。</p>
<b>第 29 地方消費税</b>	
<p><b>【意見】 J-LIS を活用した教育研修</b></p> <p>J-LIS の教育研修を積極的に活用すべきである。なぜなら、通常、県で使用している J-LIS システムが不明であるとの認識では問題があると思われるからである。J-LIS の教育研修を利用することでシステム使用の形骸化を防げると考える。</p>	<p>J-LIS の主催する教育研修を受講し、担当職員の理解向上を図るとともに、制度について職員間での共有を行った。</p>
<b>第 30 産業廃棄物埋立税</b>	
<p><b>【指摘】 税務調査について</b></p> <p>重量の誤差がなければよい訳ではなく、特別徴収義務者である最終処分場が排出事業者あるいは中間処理業者から産業廃棄物埋立税を徴収しているかどうかが重要である。</p> <p>税務調査の権限があり、また手引きにおいて調査書類等の記載があるにも関わらず税務調査を行っていない。</p> <p>最終処分場の排出事業者あるいは中間事業者への請求書に産業廃棄物埋立税の記載があるかどうか、預かった産業</p>	<p>産業廃棄物処分業者が県厚生環境事務所に毎年報告している「産業廃棄物処理実績報告書」の受入量と産業廃棄物埋立税納入・納付申告書の搬入量との照合作業を税務課で行った。</p> <p>また、今後、実地調査の際には、搬入量の確認をするとともに、適正に産業廃棄物埋立税を特別徴収しているかを、引き続き調査してい</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>廃棄物埋立税を会計処理において、預り金処理を行い、正しく納税しているかどうかの調査が必要である。</p>	<p>く。</p>
<p><b>【指摘】 消費税の取扱い</b></p> <p>前記の図より、最終処分場において、産業廃棄物埋立税を別建てせず、処分費に含まれる請求書を作成していると（②預り金を行わない場合）、産業廃棄物埋立税に相当する金額に消費税率 10%を乗じることとなり、特別徴収義務者への本来生じない消費税の税負担が起きる。</p> <p>これについて、広島県産業廃棄物埋立税条例、埋立税条例施行規則、産業廃棄物埋立税の手引きにおいて消費税の取り扱いの記載がないこと、他県のような FAQ での消費税の取り扱いの項目の記載が無い。</p> <p>県は特別徴収義務者である最終処分場に、産業廃棄物埋立税の趣旨、目的、税を預かる旨の理解を促し、請求書において産業廃棄物埋立税に消費税が課税されないように指導する必要がある。</p>	<p>「産業廃棄物埋立税の手引き」において消費税の取扱いを記載し、特別徴収義務者に改めて通知するとともに、「産業廃棄物埋立税質疑応答」と併せてホームページに掲載した。</p>
<p><b>【指摘】 搬入量について</b></p> <p>産業廃棄物埋立税は法定外目的税であり、広島県が独自に課税する。</p> <p>県厚生環境事務所に重量の確認を任せるなど、税の徴収に対して、問題であると考える。</p> <p>税務課として県厚生環境事務所と協力体制をとることは理解できるが、現場に出てマニフェストの確認を行い、正しい徴税を行う必要がある。</p> <p>本来は税務課において、搬入量の確認を行い、正しく納税が行われているかの確認が必要であると考える。</p>	<p>「産業廃棄物処理実績報告書」の受入量と産業廃棄物埋立税納入・納付申告書の搬入量との照合作業を行い、差が生じている場合は、その要因について税務課で調査を行った。</p> <p>また、差が生じていない場合も搬入量(重量)の把握方法の確認を行い、必要に応じてマニフェスト、帳簿等との照合調査を行う。</p>
<p><b>【指摘】 申告書の記載</b></p> <p>埋立税条例施行規則 4 条によれば、産業廃棄物搬入量の数値は、小数点以下第 3 位までの数値を求めていると考えられ、上記申告書では小数点以下第 2 位までの重量になっている。他の特別徴収義務者の申告書においては、小数点以下第 3 位までの記載がある申告書もあり、上記の特別徴収義務者に対して、果たしてその搬入量が正しいかどうかの調査等を行っていない。</p> <p>搬入量が産業廃棄物埋立税の納める税額の計算基礎になる以上、小数点以下第 3 位までの記載がないことの間い合わせ等行うべきである。</p>	<p>申告書に空欄等のあった特別徴収義務者については問い合わせを行い、申告内容自体は適正であったことを確認した上で、記載方法等の指導を行った。</p> <p>産業廃棄物埋立税の課税標準である重量について、端数処理及び申告書の記入方法を特別徴収義務者に改めて通知し、周知徹底を図った。</p>
<p><b>【指摘】 課税標準額の確認</b></p> <p>換算係数を使用できるのは産業廃棄物の重量の計測が困難な場合に限定されている。</p> <p>上記、受入量のまとめの表のロ社のように、受け入れ量(t)の実績報告がある場合には、換算係数を使用することはできない。</p>	<p>受入量のまとめの表に記載されているロ社の処分場には計量器が設置されており、申告書に記載された搬入量は、換算係数を使用していない実際の重量によるものであり、申告内容自体は適正であったことを確認した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>申告書の第4号様式・別表の課税標準となる搬入の重量や容量は、税額の算定基礎になる数字であるから、特別徴収義務者のマニフェストにおいて容量の記載があるかどうかの確認を行うべきである。換算係数は税額計算のためにのみ用いるものであるから、県厚生環境事務所に提出される搬入容量とは当然差がでるため、税務課においては、調査等において、容量の合計の確認を行うべきである。</p>	<p>「産業廃棄物埋立税の手引き」において、容量から換算係数を使用できるケース及びその換算方法を分かりやすく記載し、特別徴収義務者に改めて通知するとともに、「産業廃棄物埋立税質疑応答」と併せてホームページに掲載した。</p> <p>また、今後実地調査の際には、マニフェスト、帳簿等との照合調査を行う。</p>
<b>第31 徴収事務について</b>	
<p><b>【意見】 目標設定について</b></p> <p>収入未済や収入率のみでは、単純に滞納額が多いところから徴収できれば目標達成となるし、幾分相手次第な要素ともなってしまうことから、別の視点での目標設定も検討してはどうか。</p> <p>滞納者は時間の経過につれ財産が目減りすることも想定されるため、早期着手が肝心であり、短期的な目標設定が肝心であると考えます。</p> <p>例えば、催告や差押、公売などの手続きごとの目標を各月やシーズンで設定し、件数だけでなく、督促から差押えまでどのくらいの期間で実施できたか期間的な目標設定も検討してはどうか。</p>	<p>各県税事務所においては、それぞれの規模や体制に応じた年間目標やマイルストーンを設けて収入確保に取り組んでいる。</p> <p>引き続き、目標設定を行った上で、業務を遂行していく。</p>
<p><b>【指摘】 督促発付決議の結果を受けてから発付すべき</b></p> <p>各県税事務所で督促状発付決議の結果を本庁税務課に伝えていない。一方、本庁税務課では一定期日及び時刻になったら、県税事務所での決議結果などは特に確認せず、督促状を発送している。</p> <p>現状、各県税事務所での発付決議は発付をするか否かには特に影響しておらず、形骸化している。</p> <p>本庁税務課では、一定期日になったら自動的に発付するという流れではなく、各県税事務所の督促発付決議にて承認された後に、発付ができることとすべきである。</p>	<p>税務課は、各県税事務所からの「督促発付決議済」の報告が所定のファイルに入力されていることを確認した上で、督促状を発付するよう運用を見直した。</p> <p>なお、報告内容は簡潔な報告事項を求める統一フォーマットで行い、現場の負担を軽減しつつ確実な情報共有を図ることとした。</p>
<p><b>【指摘】 納期限から督促までの期間の是正</b></p> <p>地方税法において、「納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。」と規定されているが、令和5年度の自動車税種別割の定期賦課分や法人二税では、法定期限内での発付となっていないことが常態化している。</p> <p>この点、県では、当法は訓示規定であり特に問題はないとの認識であった。</p> <p>確かに地方税法で定めた当該期限については訓示規定と解する旨の判例もあり、その効力には問題はない。しかし、法令で期限の定めがある限り、訓示規定であるとはいえ、その期限を守らなくてもよいことにはならない。</p> <p>また、同条2項では「特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。」とあり、期限延長を図る措置も</p>	<p>訓示規定と解される判例があるため、条例の整備は行われていなかった。</p> <p>今後、他県状況等も調査した上で、条例整備も見据えて検討する。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>とられているのであるから、なおさら法定期限の厳守が求められているものと解する。なお、広島県では特に異なる期間を定めた条例はない。</p> <p>地方税法の法定期限を守れていない現状は是正されなければならないが、実際には、各県税事務所でも督促対象者のチェックや引抜情報の把握は、限られた時間内で完結できるよう真摯に取り組んでいる。また自動車税種別割の場合、定期賦課分だけで3万件近くを処理しなければならず、納期限後20日以内という期限を守るのは困難な状況であると思われる。であれば、地方税法第177条の19第2項に規定される「異なる期間」を定め、期限が遵守されるよう法整備を検討すべきである。</p>	
<p><b>【指摘】 県税滞納処分決議書への不要な記載</b></p> <p>差押実行の決議をとった際の県税滞納処分決議書において、未だ差押えを解除していないにもかかわらず、差押解除通知書を登録機関に交付する旨の記載がなされていた。</p> <p>担当者が後日実際に差押え解除となるであろうという予測で、あらかじめ決議書の様式に印字をして打ち出したためであるとのことであった。</p> <p>こうした不要な記載があるために、担当者以外の者が当該決議書を見ると、実際にどこまで完了しているのか分からない。</p> <p>担当者が十分な引継ぎがなく交代することも想定されることから、上記のような不明瞭な決議書は是正されるべきであり、不要な記載は行わないようにしなければならない。</p>	<p>「不要な記載」とされている事項については、滞納処分手続きの進行管理上の観点から実施しており、現行の事務処理においても適切に行われているものである。</p> <p>事務引継ぎや進行管理に漏れのないよう改めて会議等を通じて全県税事務所に周知を行うこととした。</p>
<p><b>【指摘】 交付要求の現状を定期的に確認すること</b></p> <p>強制競売が取り下げられた場合、裁判所からは交付要求者に対し、取り下げられた旨の通知など、何も届かないため、県担当者が定期的に裁判所に照会を行い、現状を確認している。</p> <p>この点、確認が担当者任せでは、状況の把握が遅れ、納税者の財産状況の変化を見逃してしまう恐れがある。</p> <p>交付要求を行っているのであるから、該当する事案が取り下げられた場合など、重要な状況変化については、裁判所と連携し、情報共有を図るのが自然であるように思う。裁判所に対し、通知を行うよう要求してはどうか。</p> <p>仮に裁判所から何らの通知も来ないのであれば、確認の頻度を上げて滞納者の変化を見逃さないようにするほかない。例えば、各県税事務所が抱えている裁判所への照会が必要な事案を、毎月一斉照会をかけて裁判所から情報を確実に得るようにしてはどうか。</p>	<p>交付要求をした案件のうち、照会が必要な事案については、定期的に一斉照会を行うよう関係会議等を通じて周知し、各県税事務所において対応を徹底した。</p>
<p><b>【意見】 交付要求書の交付の遅滞</b></p> <p>西部の交付要求事案のうち、権利者への交付についての</p>	<p>交付要求書の交付の遅滞が生じないよう、関</p>

監査の結果	措置の状況
<p>確認を失念しており、交付が遅れたものがあった。 交付漏れには十分注意すべきである。</p>	<p>係会議等を通じて周知を図り、確認を複数人で行うなど、各県税事務所において対応を徹底した。</p>
<p><b>【指摘】 猶予決議書と猶予通知書との金額の相違について</b></p> <p>猶予通知書には、猶予決議書と同一の項目・内容が記載されているべきであるが、確認した資料のうち、猶予決議書と猶予通知書とで納付（納入）計画に記載されている金額が相違しているものがあった。</p> <p>猶予決議書で決議された内容ではないものを、猶予通知書として滞納者へ送付できるのであれば、決議自体を無視することが可能ということであり問題である。</p> <p>承認審査決議に加え、送付内容の確認・承認の手続きを追加するなど誤った通知がなされることのないよう体制を整える必要がある。</p>	<p>猶予決議書と猶予通知書との金額の相違について、誤りの内容を確認したところ、猶予決議書には正当な内容を記載していたが、猶予通知書に誤った内容を記載したため、滞納者に対して誤った内容の猶予通知書を送付していた。</p> <p>今回の事案を踏まえ、今後は猶予決議書に猶予通知書案の添付を徹底するなど、誤った通知を送ることがないように、関係会議等を通じて周知を図るとともに、確認を複数人で行うなど、対応を徹底した。</p>
<p><b>【意見】 滞納者の追跡とマイナンバーの活用について</b></p> <p>県が滞納者の情報を収集する過程において、マイナンバーを利用していない。</p> <p>この点、マイナンバー法第9条では、別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者は、同表の当該各項の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができるとし、別表第24の項で、都道府県知事が、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものが列挙されている。</p> <p>ここでいう主務省令で定めるものとは、地方税法その他の地方税に関する法律などの課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とされている（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」）。</p> <p>上記のとおり、マイナンバー法では地方税法の督促や滞納処分その他調査にて、必要な限度でマイナンバーを利用することができるため、滞納者の調査、少なくとも所在不明の滞納者に対して、今後はマイナンバーを活用してはどうか。</p>	<p>滞納者情報確認には、「住民基本台帳法」第30条の11及び第30条の44の4に基づき住民基本台帳システムを利用している。この利用は、「住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令」に基づき、滞納者の「生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認」に限定されているため、マイナンバーを収集する目的で当該システムを利用することは認められていない。</p> <p>したがって、滞納整理においてマイナンバーを活用する場合は、前提として納税者から事前にマイナンバーの提供を受ける必要がある。</p> <p>また、課税件数の大半を占める自動車税種別割においては、自動車登録時の申告の大半が代理人から行われているため、マイナンバーの記載を求めている。</p> <p>以上のことから、現状ではマイナンバーを業務に利用することができないが、将来的にマイナンバーを活用できる環境が整った際には検討をしていく。</p>
<p><b>第32 審査請求・訴訟等について</b></p>	

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p><b>【意見】 標準審理期間の設定と公表</b></p> <p>行政不服審査法は、平成28年4月1日に施行され、同法16条において、審査請求から裁決に至るまでの標準審理期間を定める様に努めることが規定され、定めた場合には公にすることが義務付けられている。</p> <p>県では、同法16条に基づく審査請求の標準審理期間が策定されていないところ、同条が努力義務規定であることから、標準審理期間が策定されていないことが違法性を帯びるものではない。</p> <p>しかしながら、審査請求が、行政処分が不適法であった場合には請求人の権利を救済するとの性質を有する以上、速やかに審理される必要があり、直近に裁決された事件及び係属中の事件をみても、いずれも審査請求から裁決に至るまで2年を超えていることは、迅速に審理されているものとは必ずしも評価できない。</p> <p>そこで、県において、標準審理期間を定めることにより、審査請求人の手続に対する予測可能性もより高まるものと考えられる。</p> <p>よって、県は、行政不服審査法16条に基づき、標準審理期間を設定し、かつ公にすべきである。</p> <p>なお、鳥取県は、審査請求事務に係る標準処理期間を5か月と定めてホームページ上でも公開し、また広島市は、広島市行政不服審査会へ諮問する場合には11か月、同審査会へ諮問しない場合には8か月として標準審理期間を広島市のホームページ上に公表していることは参考になる。</p>	<p>個別の事案によっては審査会での審査に要する期間が異なるなど処理期間にばらつきがあるため、本県では標準審理期間を設定していないが、標準審理期間を定めることにより手続きに対する予測可能性を高めるという面もあることから、担当部署と引き続き調整していく。</p>
<p><b>【意見】 税理士等の税務専門家の訴訟関与の検討</b></p> <p>税理士法2条の2は「税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。」と規定されている通り、税理士が裁判所に出頭した上で裁判に関与することも法律上、認められている。</p> <p>行政不服審査会における税理士の関与に留まらず、訴訟の場合にも県税に精通した税理士や公認会計士等への相談あるいは訴訟補佐人の任命も検討されるべきである。</p>	<p>訴訟の場合においても、事案ごとに訴訟代理人の方針により必要と認められる場合には、税理士や公認会計士等への相談又は訴訟補佐人の任命について検討する。</p>
<p><b>【意見】 県税犯則取締のための事務要綱等の改訂の必要</b></p> <p>県では、近年、犯則調査事件が全く発生しないことから「県税犯則取締事務要綱」の改訂の必要性の乏しさとともに、地方税共同機構刊行の「軽油引取税調査ハンドブック」が数年毎に改訂され（最新版は令和3年）、内容も充実しており「県税犯則取締事務要綱」の代用として十分参照が可能として、同要綱の改訂は予定されていない。</p> <p>しかし、犯則調査の対象事案は、軽油引取税だけではないのであるから、地方税共同機構刊行のハンドブックが軽</p>	<p>「県税犯則取締事務要綱」については、今後の税制改正を注視し、法改正に合致する形で、要綱の骨格部分を再構築することとし、軽油引取税のみに係る部分については、地方税共同機構刊行のハンドブックを主に活用することを視野に改正を検討する。</p>

監査の結果	措置の状況
<p>油引取税調査のみに限定していることからすれば、県税の全ての犯則調査に対応される「県税犯則取締事務要綱」の改訂は必要である。</p> <p>また、要綱が存在しないことで犯則調査自体に対する消極的な対応に繋がることも限らず、また要綱の改訂作業を通じて、犯則調査の開始に向けた県における具体的な手続きを確認することや犯則調査のための研修資料としても有用とも考えられる。</p> <p>よって、犯則調査の開始が速やかに行うことが出来る体制を整えるべく、地方税共同機構刊行の「軽油引取税調査ハンドブック」を参考にしつつ、「県税犯則取締事務要綱」を早急に改訂されるべきである。</p>	
<b>第 34 ふるさと納税</b>	
<p><b>【意見】 ふるさと納税に関する利用手数料</b></p> <p>令和2年度に関しては寄附額 187,299 千円に対して納税手数料 1,767 千円（寄附額に対して 0.9%）であり、令和3年度に関しては寄附額 70,788 千円に対して納税手数料 1,501 千円（寄附額に対して 2.1%）であり、令和4年度に関しては寄附額 36,569 千円に対して納税手数料 1,048 千円（寄附額に対して 2.9%）であった。</p> <p>なかでも令和5年度に関しては寄附額 40,001 千円に対して納税手数料 2,358 千円（寄附額に対して 5.9%）であり、せっかく県へ寄付をしていただいた納税者に対してもこのような形は本意とは考えにくく、今後も郵便振替が減少し、ふるさとチョイスの利用者の増加が予想される。多くの地方公共団体が導入している返礼品も県は用意をしていない状況下では、ふるさと納税の手数料について、より経済的、効率的かつ効果的なものとなるよう、近年のふるさと納税を取り巻く環境の変化を注視しながら検討していく必要がある。</p> <p style="text-align: center;">（表略）</p>	<p>ふるさと納税制度は、個人が「応援したい自治体」へ寄附を行うことで、税制上の優遇措置を受けられる仕組みであり、ふるさとへ貢献する手段として創設された制度である。</p> <p>その後、返礼品の登場と仲介サイトの普及により利用者は急増したが、ふるさとへの貢献という本来趣旨が希薄となってきており、国は指定基準（募集適正、返礼割合 3 割以下、地場産品）に適合する団体を総務大臣が指定する制度を導入し、基準に適合しなくなった場合には指定を取消すなどの措置を講じている。</p> <p>さらに、令和7年 10 月からはポイントを付与する仲介サイトによる募集を禁止するなど、ふるさと納税を取り巻く環境は常に変化し続けている。</p> <p>引き続き、本県においても指定基準を遵守し、制度趣旨に即した適切な運用となることを第一に、今後の制度動向を注視しながら必要な検討を行っていく。</p>
<p><b>【意見】 総務省へ報告した金額の差異</b></p> <p>総務省への報告数値は図表5のとおりであるが、教育委員会事務局が管理するホームページ「ホットライン教育ひろしま」に掲載されている「学びの変革」推進寄附金の数値は図表3のとおりであり、総務省への報告数値と差異がある。これは、図表3は個人からの寄附に加えて法人等からの寄附を含んでいるため生じた差異であるが、見る人に誤解を与える恐れがあるため、当該ホームページを管理する教育委員会事務局に対し、わかりやすい注記の記載を要望していく必要があるだろう。</p>	<p>ホームページを管理する教育委員会事務局に要望し、次のとおり注記が記載された。</p> <p>[記載内容]  ※上記寄附金額は、個人、法人及び団体からの寄附によるものです。</p>
<b>第 35 印刷業務委託先による租税情報の漏洩</b>	

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p><b>【意見】情報廃棄確認の徹底</b></p> <p>イセトーは、サイバー攻撃（ランサムウェア）による被害を受けて個人情報が流出した点で、被害者としての面を有していることは否めない。</p> <p>もともと、イセトーが県との個人情報の取扱いに関する契約に違反していたからこそ、個人情報が流出したのであり、県が税務情報という個人情報を第三者である委託業者に提供したことに対して、十分な注意を払い、個人情報を廃棄したかどうかの報告を求め、あるいは調査を行うべきであったのに、これを怠っていた点にも原因がある。</p> <p>個人情報は、それが一度、外部に流出すれば、その情報が第三者に知られ、これを元に戻すことは不可能なのであるから、県として、第三者である委託業者に個人情報を提供する場合には、個人情報が記録された資料の保管状況や廃棄状況、返還状況など、個人情報に関する契約内容が履行されているかどうか随時、検査し調査する体制が構築されるべきである。</p>	<p>今回の契約における仕様書から「委託者から提供したデータは委託者から別途指示がない限り、業務完了から3か月以内に廃棄し、廃棄したことを委託者に報告すること」の文言を追記し、データ廃棄の報告を求めることとした。</p>
<p><b>【指摘】損害賠償請求について</b></p> <p>県は、民法上、イセトーに対して債務不履行に基づく損害賠償請求権を有しているものであり、その損害の算定に際して、個人情報が流出した県民に対するお詫び文書の送付費用という極めて単純な損害ないし経費すらも請求することを不相当と考える理由は不明である。とりわけ、令和4年10月20日付の業務委託契約時の遵守事項として「個人情報取扱特記事項」があり、「第16 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。」と明確な規定があることにも反する。</p> <p>また、損害に当たる場合でも、損害賠償請求を行うために必要となる時間や人件費等のコストと比較すれば過少と考えられることを理由に損害賠償請求を行わないとしているが、この理は、県の財産が毀損された場合に、少額であれば常に県は損害賠償請求を行わないことを自認するに等しく、不当である。このような考えは、県は、県の保有財産の毀損額が少額であれば賠償請求を放棄することを正当化する点で、モラルハザードを招くもので、極めて不当な考えである。</p> <p>県において、イセトー問題について損害賠償請求について要した経費を含む損害額を明確にし、イセトーに対して損害賠償請求権を行使し、それでも尚、イセトーに対する損害賠償請求権を放棄するのであれば、その放棄した理由について、問題の大きさからすれば県民に対してホームページ等で広く公表すべきである。</p>	<p>他県状況に鑑み、算定が容易な文書発送費について、費用負担を求める方向で要した経費を精査中である。</p>
<p><b>第 36 ローターエンジン自動車税過大徴収問題</b></p>	

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p><b>【意見】 地方税改正に伴うチェック体制</b></p> <p>県の再発防止策にもあるが、税制改正の徹底した周知が必要である。さらに毎年度、税制改正がないに関わらず、税務のチェック体制を確立し、総合的に課税管理の行える組織づくり（各県税目課から一定期間内に組織を設立して集中的に見直し再確認を行う）を行うことで当該問題の発生が防げるのではないかと考える。</p> <p>そして、条例案の上程という場面で、地方税法の改正を誤りなく盛り込むためには、一般職員への研修とは別に、管理職クラスでのよりレベルの高い勉強会等を実施する必要がある。</p> <p>また、システム等の外部委託者との定期的な税制に関する会議等を行うことが必要であると思う。</p> <p>そのためには、現在の自動車税の担当者数が税務課の3人では不足であり、担当職員数の増加が望まれる。</p>	<p>今回の事案を踏まえ、県税条例において、法ではなく条例を根拠として賦課徴収している条項についてリスト化し、改正時に留意するよう、課内の担当者に周知した。</p> <p>また、地方税法の改正に伴い発生する条例改正作業に当たっては、課内会議において、税制改正における各担当の確認作業について、漏れが無いよう徹底するとともに、法、条例、実務の関係を改めて確認し、条例のみを根拠としているものについて、独自に適正な改正を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>上記取組等を通じて、条例改正に係る問題点や留意点等の明確化及び共有化を図ることで、組織的なチェック体制の強化を行った。</p> <p>引き続き、こうした運用に係る取扱いに留意し、再発防止に努めていく。</p>
<p><b>【意見】 還付手続きに生じた費用</b></p> <p>本来であれば、この2,220,372円の余分な費用はかかっていないものである。適正かつ正しい税制を行うことは県民の財産を守ることにともなる。前項同様、税制改正については十分な対応と管理を行うことが重要であり、各県税部署では税制改正がある年度では、職員へのさらなる周知と税制の再確認を行うことで対応できるのではないかと考える。</p>	<p>県税の賦課徴収の根拠となる条例の規定漏れという事態を重く受け止めており、税制改正の内容等について職員へ再度周知を行った。</p> <p>今後、同様の事例が発生しないよう再発防止に努めていく。</p>
<p><b>第 37 租税情報における守秘義務について</b></p>	
<p><b>【指摘】 包括外部監査人に対する情報提供不履行と監査への協力体制整備の必要</b></p> <p>(1) 外部監査人が「第三者」に当たらないこと</p> <p>包括外部監査業務に際しては、監査対象団体である県（担当部署）からの情報開示は不可欠であり、これに関して県職員には協力義務がある。このことは、監査への協力の努力義務規定（自治法 252 条の 33 第 1 項）の存在に加え、包括外部監査人が監査の事務に関して「みなし公務員」（自治法 252 条の 31 第 5 項）とされており包括外部監査人の行為を妨害した者に公務執行妨害罪（刑法 95 条）が適用されることから裏付けられる。</p> <p>その上で、県ないし県税の対応は、その前提として包括外部監査人が「第三者」に当たり同人に租税情報を開示することが形式的には地方税法 22 条や地方公務員法 34 条第 1 項が規定する守秘義務違反にあたるものの、その例外として守秘義務を解除し情報を開示することが可能か否かを論じている。</p>	<p>地方自治法第 252 条の 33 第 1 項（外部監査人の監査への協力）の規定は、議会、長等の執行機関、職員が外部監査人の監査に協力すべき努力義務を規定したものであり、執行機関等に全ての情報について開示を義務付けた規定ではないと解釈している。</p> <p>今回の包括外部監査においては、包括外部監査の重要性等を総合的に勘案した上で、個人の人権等を侵害するおそれを回避するため、氏名や住所の一部等、特定の個人や法人が特定され得る情報を黒塗りして資料の開示を行ったものである。</p> <p>上記に記載している地方自治法第 252 条の 33 第 1 項の解釈に相違ないこと、特定の個人や法人が特定され得る情報を黒塗りして対応したことは同項違反に当たらないこと及び地方自治法第</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>しかしながら、包括外部監査人への租税情報の提供は、そもそも地方税法22条や地方公務員法34条第1項が規定するところの守秘義務違反に当たらない。</p> <p>地方税法22条は、秘密を「漏らし、又は窃用した場合」を違反するものとして規定する。同条の保護法益が、県民個人の租税情報というプライバシーの保護にあることに鑑みれば、そのプライバシー侵害に当たる場合、すなわち「第三者」への租税情報の漏洩の場合に適用されるところ、「第三者」に当たらない者への租税情報の提供が、そもそも同法に違反する余地はない。</p> <p>包括外部監査人は、「みなし公務員」として位置づけられ、地方自治法2条14項及び15項の規定の趣旨を達成すべく広く県民のために活動することが求められている。そして、県には、法律上も包括外部監査契約の締結が義務付けられ、かつ監査対象となる特定の事件として県の税務行政が除外されていないことは、包括外部監査人が地方税法22条や地方公務員法34条1項の予定するところの「第三者」に当たらないからに他ならない。</p> <p>この様に解されなければ、包括外部監査人に対して、地方税法に限らず、地方公務員法等の関係法令で守秘義務が規定されている情報提供する場合には、常に守秘義務違反に該当することとなるが、かかる帰結が不合理であることは自明である。なぜなら、このような事態となれば、監査対象たる県が実質において守秘義務違反を理由に、その情報提供を拒む口実を与え、監査業務を妨害することが可能になるに等しいからである。</p> <p>よって、包括外部監査人への租税情報の提供は、そもそも「第三者」への情報提供でない以上、地方税法22条や地方公務員法34条1項に該当することはないのである。</p> <p>(2) 監査対象者が情報開示の裁量を有することの危険性</p> <p>一般に、監査対象者は、その業務に対する監査をされ、かつ評価されることに抵抗感を有するのが通常である。そのため、実際に意図するか否かにかかわらず監査に消極的姿勢を示すことも首肯できる。</p> <p>しかしながら、そうであるからこそ、監査対象団体である県が地方税法22条や地方公務員法34条1項の「秘密」情報の該当性を判断し、県自らが情報の提供可否を判断することとなれば、本来的に有する監査への消極的姿勢と相まって、実質的に監査業務を妨害する事態に陥る。そうであるからこそ、県は、その恣意的な判断が差し挟まれる余地がない程に協力ないし情報提供しなければならぬ義務を負うのである。</p>	<p>252条の31第3項及び第5項（監査の実施に伴う外部監査人の義務）の規定については、いずれも上記に記載している同法第252条の33第1項の解釈に影響を与えるものではないことを改めて外部の専門家に確認しており、法令違反とは考えていない。</p> <p>包括外部監査制度は、外部の専門的知識を有する者による監査を実施することにより、地方公共団体の監査機能の強化を図るとともに、監査機能に対する住民の信頼を高めることをその趣旨とし、地方自治法第2条第14項（住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果）及び第15条（組織及び運営の合理化、規模の適正化）の規定の趣旨を達成するために実施されるものであることから、今後、包括外部監査を受ける場合においても、引き続き、保護法益間の比較考量を慎重に行うなどした上で、個別具体的な状況に応じ適切に対応していく。</p>

監査の結果	措置の状況
<p>なお、県は、包括外部監査への対応として、地方公務員法 34 条第 1 項の「秘密」については原則開示するも、地方税法 22 条の「秘密」については個々に判断するとの見解を示す。ところが、そもそも地方公務員法 34 条 1 項の「秘密」に当たるか、地方税法 22 条の「秘密」に当たるかは、明確な基準を示すことは困難であり、例えば二つの法律のいずれにも該当する情報が存在する場合、原則開示すべきかどうかは一義的には明らかとならない。このような恣意的な判断を許容させることは、かえって外部監査を阻害する要因となる。</p> <p>そうであれば、監査対象者が情報開示の裁量を有することは、実質において監査を妨害することを可能とするものであって極めて危険である。</p> <p>(3) 行政秩序の維持確保は間接的・副次的な副産物に過ぎないこと</p> <p>また、県は「税務行政秩序を損なう恐れ等についても考慮」の必要にも言及する。</p> <p>しかし、地方税法 22 条の規律は、個人情報である県民の情報が他に漏洩することを強く守ることが守秘義務の本質であり、規程の趣旨なのであって、税務行政秩序の維持確保は、間接的・副次的な副産物に過ぎないことを見過している。地方税法 22 条に係る情報の守秘義務の解除は、考慮の対象としては県民の個人情報に他に漏洩することを防止する趣旨なのであって、そこに自治法上の開示に応じる義務を定めた直接の規定は不要である。</p> <p>(4) 包括外部監査人にも守秘義務が課されていること</p> <p>そもそも、包括外部監査人は、監査の実施に関して知り得た秘密は、契約期間中のみならず、外部監査人でなくなった後も含めて守秘義務を負っており、包括外部監査人の補助者についても同様である（自治法 252 条の 31 第 3 項、自治法 252 条の 32 第 5 項）。そして、この守秘義務に違反した場合には、包括外部監査人及び補助者のいずれにも「2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金」の刑罰が科せられる（自治法 252 条の 31 第 4 項、自治法 252 条の 32 第 6 項）ところ、これは地方税法 22 条に違反した場合に科せられる刑罰と同じである。</p> <p>以上の通り、包括外部監査人や補助者には、極めて重い守秘義務が課されていることは、その情報提供が、地方公務員の守秘義務違反に当然に当てはまるものではないことを根拠づける。</p> <p>(5) 結論</p> <p>以上の通り、包括外部監査人への租税情報の開示</p>	

監査の結果	措置の状況
<p>が、地方税法22条や地方公務員法34条1項に違反するものではないから、その租税情報の開示に関して県に取捨選択の裁量はなく、その全てが開示されるべきであって、マスキングした上での情報提供にとどまった点について、自治法252条の33第1項の外部監査人に対する協力の努力義務違反である。</p> <p>県が包括外部監査人への租税情報の提供に際して、守秘義務の履行を求める体制が不十分との考えが念頭にあるのであれば同体制を早急に構築されるべきであって、同体制がないことが租税情報の開示を制限すべき理由になるものではない。</p> <p>よって、県は、包括外部監査人に対して同人の求める情報を全て開示するとともに、地方自治法上の包括外部監査人への協力義務を履行できる様な体制を速やかに整えられたい。</p>	
<p><b>【指摘】マスキングの不徹底と個人情報に対する県職員の認識や意識の不足</b></p> <p>包括外部監査人が「第三者」に該当しないことは前述の通りであるが、県が自ら開示すべきではない情報との見解に基づいてマスキングを実施したにもかかわらず、そのマスキングが不徹底であるが故に、結局は、開示されたと同視できる状態に陥った。</p> <p>今回のマスキング処理を行ったうえでの資料提供は、本庁及び各県税事務所からの要求事項であり、地方税法第22条の守秘義務違反を回避するためには、監査の実効性をある程度阻害したとしても、監査人への資料提供はマスキングをする必要があるものと県側が判断し、表明したと同義である。</p> <p>そうした中で、監査人に提供された資料の情報が隠せていないことは、自ら表明した地方税法第22条の守秘義務遵守の対応に違反した対応となっている。</p> <p>包括外部監査人へ提供される情報が一部でも隠されることは、すなわち監査の実効性に影響を及ぼすものであることから、包括外部監査人は地方公務員と同様に守秘義務が課され（地方自治法第252条の31）、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされることで、監査の実効性を担保しているものと解される。</p> <p>今回の監査において、監査の実効性とマスキングされた情報提供の是非を慎重に勘案しながら監査を実施した経緯がある。このことは、県及び県職員の個人情報に対する認識や意識の不足とともに、明確な個人情報の取扱いルールが周知徹底されていないことが原因にあると考える。</p> <p>今後、監査を受ける部局においては、包括外部監査の法令及びその趣旨、県民が享受する監査結果に与える影響、情報提供体制等を十分に理解し、包括外部監査人への情報</p>	<p>包括外部監査の重要性等は認識しており、包括外部監査を受ける場合においては、今後とも関係法令等を遵守した上で、個別具体的な状況により包括外部監査の円滑な実施に協力していく。</p> <p>また、個人情報の保護については、県職員に対する個人情報保護に関する研修においてマスキングする際の注意点を研修資料に入れるなど、個人情報の適切な取扱いが確保されるよう周知徹底を図ることとした。</p> <p>引き続き、個人情報保護法及び関係法令の遵守並びに個人情報の適切な取扱いについて周知徹底を図っていく。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>提供の意味とそのあり方を検討しておくべきである。</p> <p>また、県は保有する租税情報を含む個人情報について、適正な取扱いがなされる様にマスキング作業の方法やチェック方法を含む個人情報の取扱いルールについて明確に定め、各部局に周知徹底されるべきである。</p>	
<p><b>【指摘】 法律上の根拠のない第三者への租税情報の提供と県民からの同意の必要</b></p> <p>県は、地方税法22条の「秘密」に関して守秘義務が解除される場合としては、「S38.3.15 付け 内閣法制局第一部長から自治省税務局長宛て回答」に基づく立場に立っていることから、「秘密」の提供に際しては①本人から開示請求があった場合と②法律により開示請求が適法なものとして許容される場合としている。このことは、地方税法22条の「秘密」を第三者に提供するには①本人の同意、あるいは②法律上の根拠を求める見解に立っているものといえる。</p> <p>ところが、県は、地方税の賦課徴収の目的のためであれば、守秘義務が解除され、地方税法22条の秘密情報を外部の委託業者に開示することが許容されるとする。これを裏付ける①県民の同意、あるいは②法律上の根拠を県から示されることはなかった。</p> <p>県が賦課徴収目的のために、県の委託業者である第三者に税務情報を開示することについて、事前に県民から同意を得たことを示す事情はなく、また県民の申告によって得られた租税情報を、賦課徴収を目的として第三者である委託業者に開示することを予め県民に明示している事情もうかがえない。</p> <p>そうであれば、地方税法第22条の「秘密」情報の第三者への開示が、県から法律上の根拠が示されず、かつ県民からの同意も得られない中で行われており、租税徴収目的を広く解釈することで、「S38.3.15 付け 内閣法制局第一部長から自治省税務局長宛て回答」にも反した状態が、現在も継続していることを意味する。</p> <p>よって、県は、県民から得られる租税情報が、地方税法22条の「秘密」を含むのであるから、地方税の賦課徴収目的のためとはいえ第三者たる委託業者に租税情報を提供することに関して、法律上の根拠を明確にし、あるいは予め県民から同意を得る様に体制を整えるべきである。</p>	<p>地方税法第22条は、第三者に秘密を漏らし、又は窃用した場合の罰則を規定したものであるが、契約の「当事者」である委託事業者に対し、地方税の賦課徴収という事務の目的のため、その目的の遂行に必要な範囲内で委託先に情報を提供することは、同法第22条が規定する秘密の漏えい等には該当しないものと判断している。</p> <p>なお、個人情報の取扱いを委託するに当たっては、個人情報保護法、広島県個人情報取扱委託基準等が定める安全管理上の適切な措置を講じて委託しており、引き続き、取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じていく。</p>